

三春町地域防災計画

資 料 編

令和 4 年 3 月

三春町防災会議

資料編目次

1 総 則

1-3 災害の想定

1-3-1	三春町の最近の水害記録	1
-------	-------------	---

1-3-2	三春町の過去の主な火災記録	2
-------	---------------	---

1-4 町の自然的条件

1-4-1	三春町の気象概況	3
-------	----------	---

1-4-2	雨量観測所、水位観察地点	4
-------	--------------	---

3 災害予防計画

3-2 災害別予防対策

3-2-1	都市計画表	5
-------	-------	---

3-2-2	三春町除雪事業実施要領	6
-------	-------------	---

3-2-3	三春町防霜対策本部設置要綱	8
-------	---------------	---

3-3 防災情報通信網の整備

3-3-1	三春町消防団用携帯無線一覧表	9
-------	----------------	---

3-3-2	防災行政無線移動系一覧表	11
-------	--------------	----

3-5 土砂災害予防対策

3-5-1	土石流危険溪流一覧表	12
-------	------------	----

3-5-2	土砂災害危険箇所及び山地災害危険箇所における要配慮者関連 施設一覧	12
-------	--------------------------------------	----

3-5-3	急傾斜地崩壊危険区域	13
-------	------------	----

3-5-4	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表	16
-------	-------------------------	----

3-5-5	砂防指定地一覧表	18
-------	----------	----

3-10 防災用機材の備蓄及び点検整備

3-10-1	現有消防施設配置一覧	20
--------	------------	----

3-10-2	水防用備蓄資器材調	21
--------	-----------	----

3-13

3-13-1	自主防災会規約	22
--------	---------	----

4 災害応急対策計画

4-6 避難計画

4-6-1	指定避難所一覧表（水害以外）	24
-------	----------------	----

4-6-2	指定避難所一覧表（水害）	28
-------	--------------	----

4-6-3	指定緊急避難場所一覧表	30
-------	-------------	----

4-8 食糧供給計画

4-8-3	炊きだしの場所	31
-------	---------	----

4-10	給水計画	
4-10-1	三春町指定水道工事事業者	32
4-11	応急仮設住宅及び住宅応急修理	
4-11-1	応急仮設住宅建設場所	32
4-12	医療、助産計画	
4-12-1	病・医院医療機関	33
4-12-2	医療品販売店	33
4-14	震災・水害廃棄物処理計画	
4-14-1	三春町災害廃棄物処理計画	34
4-21	自衛隊災害派遣要請	
4-21-1	自衛隊派遣関連施設	43
4-31	特殊災害応急対策	
4-31-1	主なる危険物施設	43
6	大規模地震対策計画	
6-2	災害想定	
6-2-1	福島県地震・津波被害想定調査	43
6-5	地震防災応急対策	
6-5-1	福島県被災建築物応急危険度判定要綱	47
6-5-2	建築物応急危険度判定結果表	49

付属資料目次

三春町防災会議条例	52
三春町災害対策本部条例	54
三春町災害対策本部規程	55
三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要綱	56
災害相互応援協定（郡山地方広域消防組合構成市町）	63
災害相互応援に関する協定書（岩手県一関市）	65
災害時における相互応援に関する実施要綱（磐越自動車道沿線都市交流会議）	66
災害時における相互応援協定書（いわき市、田村市、田村郡）	68
三春ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書	70
災害時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する覚書	72
災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書	75
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	77
災害時におけるLPガス等の供給等に関する協定書	80
災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書	82
災害応急対策活動における相互応援に関する協定書（愛知県愛西市）	84
災害応急対策活動における相互応援に関する協定（愛知県尾張旭市）	87

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書	91
災害時の医療救護活動についての協定書（田村薬剤師会）	93
災害時の医療救護についての協定書実施細則	96
災害時の医療救護活動に関する協定書（田村医師会）	97
医療救護活動実施細則	101
田村医師会医療救護計画	102
災害時の歯科医療救護に関する協定書	103
歯科医療救護活動実施細則	106
災害時協力に関する覚書	107
三春町と三春町商工会との災害連携に関する協定書	108
三春町防災会議委員名簿	110

(1-3-1)

三春町の最近の水害記録

災害発生年月日	災害の種類	降雨量 (mm)		被害状況	
		総雨量	最大時間雨量	人的被害	建物被害
昭和 56. 8.22~23	台風 15 号	139.0	不明		床上浸水 1 棟 床下浸水 15 棟
昭和 57. 9.11~12	台風 18 号	135.0	50.5 (12日 19~20時)	死者 1 名 重傷 5 名	全壊 1 棟 半壊 2 棟 床上浸水 40 棟 床下浸水 208 棟
昭和 61. 8. 4~5	台風 10 号	220.0	30.0 (5日 2~3時)	軽傷 2 名	一部破損 28 棟 床上浸水 3 棟 床下浸水 131 棟
昭和 63. 9.12	寒冷前線	95.0	35.5 (時間不明)		床上浸水 4 棟 床下浸水 19 棟
平成 元. 8.27	台風 17 号	80.0	41.0 (27日 18~19時)		床上浸水 2 棟 床下浸水 9 棟
平成 3.10.9~13	台風 21 号	196.0	12.0 (13日 11~12時)		一部損壊 2 棟
平成 5. 9.10	局地的集中 豪雨	40.5	31.0 (10日 15~16時)		床上浸水 8 棟 床下浸水 109 棟
平成 10. 7.29	//	68.0	55.0 (29日 21~22時)		床上浸水 19 棟 床下浸水 79 棟
平成 10. 8.27~9.1	//	361.0	23.0 (27日 15~16時)		避難 37 世帯 個人住宅被害 340 道路等被害 176 農地・施設被害 61 ほか
平成 11. 7.21	//	48.0	41.0 (8:30~9:30)		床上浸水 1 棟 床下浸水 24 棟
平成 11. 8.12	//	30.5	28.0 (12日 12~13時)		床下浸水 6 棟
平成 12. 8. 5	//	101.0	74.0 (5日 14:20~15:20)		床上浸水 2 棟 床下浸水 21 棟
令和 元.10.12~13	台風 19 号	241.0	31.0 (12日 23~24時)		全壊 1 棟 半壊 2 棟 準半壊 1 棟 床上浸水 1 棟 床下浸水 1 棟

資料：災害確定報告より（昭和 63.9.12 分は新聞報道）

(1-3-2)

三春町の過去の主な火災記録

発生年月日	被害の状況	摘要
昭和 22 年 2 月 21 日	県立三春高等女学校・国民学校火災 2 階建校舎 2 棟、奉安庫 1 棟、 その他付属建物 4 棟 計 7 棟 423.63 m ² 損害額 1,038,700 円	
昭和 40 年 2 月 16 日	三春中学校火災 普通教室 20、特別教室 3、保健室 1、給食室 1 その他 2,835.53 m ² 損害額 2,480 万円	
昭和 42 年 1 月 1 日	三春農協中妻支所火災 中妻支所 69 m ² 、 三春町公民館中妻分館 60 m ² 損害額 300 万円	
昭和 49 年 1 月 3 日	旧岩江中学校（自動車整備学園）火災 2 階建校舎ほか 5 棟 1,861.44 m ²	

(1-3-3)

三春町の過去の主な地震記録

発生年月日	被害の状況	摘要
平成23年3月11日	東日本大震災 (1)人的被害 死者1名、負傷者2名（ともに軽傷） (2)住家被害 全壊32棟、半壊233棟（大規模半壊を含む）、一部損壊1,407棟 (3)道路等被害 ①道路239か所、被害額約2億7千万円 ②公園14か所、被害額約300万円 ③公営住宅163戸、被害額約6,600万円 ④農業施設（農道・水路）40か所、被害額約6,100万円 (4)ライフライン被害 ①上水道 発災直後から、町内5か所（上舞木字大谷ツ、下舞木字虫内、過足字紙漉、込木、沼之倉）の本管が漏水し、約1,000世帯（約3,300人）が断水した。本管5か所他の修理費用は約547万円、浄水場修理費用は約110万円にのぼった。 ②下水道、電気 被害なし (5)公共施設 ①学校等施設 被害額約4千9百万円 ②社会教育施設 被害額約2千百万円	
令和3年2月13日	福島県沖地震 (1)人的被害 なし (2)住家被害 全壊1棟、半壊1棟、準半壊10棟、一部損壊261棟	

(1-4-1)

三春町の気象概況

1、気象概要

年 次	気 温 (℃)			降 水 量 (mm)		年 降 水 量	累年計	34,930.5 mm	年 降 水 日 数	累年計	3,570 日
	平均	最高	最低	総量	最大日量		年 数	33 年		年 数	33 年
平成23年	11.8	36.0	-7.0	1,172.0	166.5	年 降 水 量	平 均	1,058.5 mm	年 降 水 日 数	平 均	108.2 日
24	10.9	37.0	-11.0	1,098.0	51.0		最 多	平成22年度		最 多	平成10年
25	10.7	33.0	-11.0	1,292.0	91.0			1,612.5 mm			125 日
26	11.3	37.0	-11.0	1,279.0	88.0		最 小	昭和59年		最 小	昭和59年
27	11.9	35.2	-4.9	1,215.0	109.0			509.5 mm			73 日
28	12.0	31.2	-4.7	1,103.0	112.0						
29	11.1	32.2	-5.6	1,061.0	97.0						
30	12.0	33.8	-7.5	825.0	49.0						
31 (令和元年)	11.8	36.0	-9.1	1,328.0	241.0						
令和2年	10.9	30.8	-3.7	122.0	111.0						
令和3年	11.9	34.5	-4.6	1128.0	50.0						
令和3年	11.9	34.5	-4.6	1128.0	50.0						

(資料：産業課農林グループ)

2、月別降水総量（平成29年～令和3年の平均） 単位：mm

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平 均	22.4	16.0	75.6	71.0	90.2	100.2
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	203.8	189.0	112.4	202.0	18.2	32.0

(資料：産業課農林グループ)

3、月別平均気温（平成29年～令和2年の平均） 単位：℃

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月
平 均	0.0	1.2	5.4	9.8	16.1	19.3
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	23.1	24.3	19.4	13.3	7.9	2.3

(資料：産業課農林グループ)

(1-4-2)

雨量観測所・水位観測地点

1、雨量観測所

区 分	観 測 地 点	管 理 者	摘 要
三春町役場	三春町字大町 1-2	三春町建設課	
田村消防署三春分署	// 字亀井 88	郡山地方広域消防組合	
福島県三春土木事務所	// 大字熊耳字下荒井 176-5	福島県	
三春ダム管理所	// 大字西方字中ノ内 403-4	国土交通省	

2、水位観測地点

水 系	観測地点	管 理 者	通報水位	警戒水位
阿武隈川(桜川)	三春町字雁木田	福島県	1.0m	1.4m
阿武隈川(八島川)	三春町字担橋一丁目	福島県	2.3m	協議中
阿武隈川(実沢川)	三春町大字実沢字樋ノ入	福島県	1.1m	
阿武隈川(桜川)	三春町大字上舞木字戸ノ内	福島県	1.2m	

(3-2-1)

都 市 計 画 表

1、土地区画整理事業

名 称	形 状 寸 法			摘 要
	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	
駅南部			61.5	平成元.3.10 換地処分広告
新町東部			17.1	平成 2.11.27 換地処分広告

2、都市計画道路

名 称	形 状 寸 法			摘 要
	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	
荒町・新町線	16	930		
大町・亀井線	16	860		
三春駅・八幡線	12	2,150		一部 12~14m、L=100m
北町・荒町線	12	450		平成 29 年 10 月 18 日変更 (廃止)
駅南部 1 号線	12	1,240		
駅南部 2 号線	12	870		

3、都市計画公園

名 称	形 状 寸 法			摘 要
	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	
駅前広場			0.20	昭和 53.1.19 変更決定
中央公園			0.20	街区公園
田畑公園			0.20	
一本松公園			0.17	
担橋公園			0.31	
八十内公園			0.39	
番組公園			0.15	
庚申坂公園			0.10	
城山公園			4.95	近隣公園
河原公園			1.20	風致公園

4、風致地区

名 称	形 状 寸 法			摘 要
	幅員 (m)	延長 (m)	面積 (ha)	
城山跡風致地区			12.0	昭和 60 年 9 月 27 日決定
紫雲寺 //			5.0	
北町 //			5.4	
天沢寺 //			7.6	
新町尼ヶ谷 //			27.0	
荒町 //			20.0	
馬場 //			13.0	

5、下水道事業計画

名 称	形 状 寸 法			摘 要
	排水区域	管渠延長	処理能力	
公共下水道	295 ha	22,588m	6,800 kl/日	平成 6 年 2 月 21 日決定 処理場面積 22,750 m ²

(3-2-2)

三春町除雪事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、降雪期間における町内交通安全確保及び利便を図るため、道路の除雪活動を適切に実施することを目的とする。

(除雪路線の選定)

第2条 除雪路線の選定については、町民生活の安定と産業経済の活動に効果の大きいものから優先して実施するものとする。

(除雪作業の種類)

第3条 除雪作業は、その作業形態から除雪工及び運搬排雪工に分類する。

(1) 除雪工とは、新雪排除作業、払巾作業及び路面整正作業等、道路上の雪を路側に排除する作業をいう。

(2) 運搬排除工とは、街区又は狭隘な人家連担する街路などにおいて、道路上の積雪を指定雪捨場に運搬する作業をいう。

(除雪協力会)

第4条 除雪作業を計画的、かつ、迅速に行うことができるように、除雪協力会の体制を整えておくものとする。

2 除雪協力会は、三春地区においては各行政区毎に設け、御木沢、沢石、要田、中郷、中妻、岩江地区にあっては、地区ごとにこれを設けるものとする。

3 除雪協力会の組織は、代表区長を会長として編成するものとする。

4 除雪協力会は、消防組織並びに安全協会の組織等の活動と密接な連携のもとに活動するものとする。

5 除雪協力会は、地域内における道路の除雪順位の決定、雪捨場の選定、その他円滑なる交通を確保するための適切な活動を行うものとする。

(除雪の委託)

第5条 町は、除雪作業に関し、路線と地区を定めて、これを委託することができるものとする。

2 受託者は、除雪車両の能力を最大限に活用し、最小の時間内に所期の目的が達成されるように努力しなければならない。

3 受託者は、町と除雪協力会が定めた路線の除雪順位に従って作業を行うものとする。

(除雪の仕様)

第6条 受託者は、予め定めた除雪担当路線を主として除雪するものとする。

2 除雪機械の出動時期は、15cm以上の路上積雪のあった場合に出動するものとし、圧雪層厚を路面10cm以下にすることを原則とする。

3 交通確保の目標については、次のとおりとする。

(1) 通勤、通学帯において通行に支障がないよう夜間作業も行い交通を確保すること。

(2) 始発から最終バスの運行に支障のないよう路面状態を保つこと。

(3) 日中であって、吹きだまり箇所等が生じた場合又は吹きだまりが予想される箇所の交通を確保すること。

(4) その他緊急に町から依頼があった場合に、除雪作業に当たること。

（交通の安全対策）

第7条 作業の安全管理及び作業に伴う通常の交通整理については、除雪協力会、消防団交通指導員等の協力を求めながら行うものとする。

2 除雪作業に当っては、作業中は勿論、車両の運転についてもヘルメット・腕章等を着用し、作業中は監視員を配置するなどして事故防止を図るようにしなければならない。

3 受託者は、作業区間の道路及び道路附属物について除雪前に作業上危険な箇所の点検等を行い、事故の防止に努めなければならない。

4 積雪による交通不能又は除雪作業を行っているため交通に支障がある場合には、交通要点の見易い場所に大型案内板を設置するなどして、交通の円滑を図るようにするものとする。

（委託料等）

第8条 町が、除雪受託者に対して支払う除雪委託料は、除雪料及び待機補償料の合計額とする。

（豪雪の場合の除雪）

第9条 この要領による除雪は、町に防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合、これに統合するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

(3-2-3)

三春町防霜対策本部設置要綱

(目 的)

第1条 関係機関との緊密な連絡調整を図り、農作物の凍霜害を未然に防止し、農家経営の安定を図るため、三春町防霜対策本部（以下「防霜本部」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 防霜本部は、福島県防霜対策本部の定める期間及び当町の農作物作付状況等を勘案し設置するものとする。

(任 務)

第3条 防霜本部は、霜害の防止のため必要な対策を樹立し、また当該対策の実施にあたるものとする。

(職 制)

第4条 防霜本部に本部長1名、副本部長1名、部長1名、班員若干名を置く。

1 本部長には町長をもってあて、副本部長には副町長をもってあてる。

2 部長には産業課長をもってあて、班員には産業課農林グループ職員をもってあてる。

(関係機関の協力)

第5条 防霜本部長は、第3条の任務を達成するため関係機関に対し必要な協力を求めるものとする。

(庶 務)

第6条 防霜本部の庶務は、産業課農林グループにおいて処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防霜本部の運営、その他防霜本部の実施に関して必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(3-3-1)

三春町消防団用携帯無線一覧表

番号	名前	識別符号	製造番号
1	団長	200896556	0H131602
2	副団長	200896557	0H131603
3	本部分団長	200896558	0H131604
4	本部分団長	200896559	0H131605
5	三春分団長	200896560	0H131606
6	三春副分団長	200896561	0H131607
7	沢石分団長	200896562	0H131608
8	沢石副分団長	200896563	0H131609
9	要田分団長	200896564	0H131610
10	要田副分団長	200896565	0H131611
11	御木沢分団長	200896566	0H131612
12	御木沢副分団長	200896567	0H131613
13	岩江分団長	200896568	0H131614
14	岩江副分団長	200896569	0H131615
15	中妻分団長	200896570	0H131616
16	中妻副分団長	200896571	0H131617
17	中郷分団長	200896572	0H131618
18	中郷副分団長	200896573	0H131619
19	三春1部 ①	200896574	0H131620
20	三春1部 ②	200896575	0H131621
21	三春2部 ①	200896576	0H131622
22	三春2部 ②	200896577	0H131623
23	三春3部 ①	200896578	0H131624
24	三春3部 ②	200896579	0H131625
25	三春4部 ①	200896580	0H131626
26	三春4部 ②	200896581	0H131627
27	三春5部 ①	200896582	0H131628
28	三春5部 ②	200896583	0H131629
29	三春6部 ①	200896584	0H131630
30	三春6部 ②	200896585	0H131631
31	三春7部 ①	200896586	0H131632
32	三春7部 ②	200896587	0H131633
33	沢石1部 ①	200896588	0H131634
34	沢石1部 ②	200896589	0H131635
35	沢石2部 ①	200896590	0H131636

番号	名前	識別符号	製造番号
36	沢石 2 部 ②	200896591	0H131637
37	沢石 3 部 ①	200896592	0H131638
38	沢石 3 部 ②	200896593	0H131639
39	要田 1 部 ①	200896594	0H131640
40	要田 1 部 ②	200896595	0H131641
41	要田 2 部 ①	200896596	0H131642
42	要田 2 部 ②	200896597	0H131643
43	要田 3 部 ①	200896598	0H131644
44	要田 3 部 ②	200896599	0H131645
45	御木沢 1 部 ①	200896600	0H131646
46	御木沢 1 部 ②	200896601	0H131647
47	御木沢 2 部 ①	200896602	0H131648
48	御木沢 2 部 ②	200896603	0H131649
49	御木沢 3 部 ①	200896604	0H131650
50	御木沢 3 部 ②	200896605	0H131651
51	岩江 1 部 ①	200896606	0H131652
52	岩江 1 部 ②	200896607	0H131653
53	岩江 2 部 ①	200896608	0H131654
54	岩江 2 部 ②	200896609	0H131655
55	岩江 3 部 ①	200896610	0H131656
56	岩江 3 部 ②	200896611	0H131657
57	中妻 1 部 ①	200896612	0H131658
58	中妻 1 部 ②	200896613	0H131659
59	中妻 2 部 ①	200896614	0H131660
60	中妻 2 部 ②	200896615	0H131661
61	中妻 3 部 ①	200896616	0H131662
62	中妻 3 部 ②	200896617	0H131663
63	中郷 1 部 ①	200896618	0H131664
64	中郷 1 部 ②	200896619	0H131665
65	中郷 2 部 ①	200896620	0H131666
66	中郷 2 部 ②	200896621	0H131667
67	中郷 3 部 ①	200896622	0H131668
68	中郷 3 部 ②	200896623	0H131669
69	中郷 4 部 ①	200896624	0H131670
70	中郷 4 部 ②	200896625	0H131671
71	自治防災 G ①	200896626	0H131672
72	自治防災 G ②	200896627	0H131673

(3-3-2)

防災行政無線移動系一覧表

○ 固定系（役場、事業所等）

設置個所	呼 出 符 号
自治防災グループ	ぼうさいみはる

(3-5-1)

土石流危険渓流一覧表

番号	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	砂防指定地の指定の有無	保全対象		
						人家		公共施設等
						戸数	人口	
1	20521A0014	阿武隈川	桜川	向田	無	14	51	国道 288 号
2	20521A0019	阿武隈川	桜川	馬場沢	有	11	40	
3	20521A0035	阿武隈川	牛糞川	寺ノ沢	無	3	11	寺、県道
4	20521A0038	阿武隈川	蛇石川	四合内	//	1	4	集会所、県道
5	20521B0001	阿武隈川	白岩川	垣之内	//	1	4	
6	20521B0002	阿武隈川	移川	蘭毛	//	1	4	
7	20521B0005	阿武隈川	実沢川	北	//	1	4	
8	20521B0033	阿武隈川	大滝根川	向山	//	1	4	
9	20521B0034	阿武隈川	牛糞川	長久保	//	4	15	
10	20521B0039	阿武隈川	蛇石	仲田 2 号	//	2	8	県道
11	20521C0029	阿武隈川	桜川	後田	//			

(3-5-2)

土砂災害危険箇所及び山地災害危険箇所における要配慮者関連施設一覧

施設名	所在地	土砂災害危険箇所				山地災害危険箇所 山腹崩壊 危険区域
		土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所	注意区域	
三春町敬老園	字六升蒔 50-1				○	
特別養護老人ホームあぶくま荘	字六升蒔 68				○	
三春町福祉会館	字南町 1			○		
三春町立三春病院	字六升蒔 50				○	
のざわ内科クリニック	大字貝山字岩田 86-2				○	
むとう整形外科クリニック	大字貝山字岩田 86-1				○	
岩江幼稚園	大字上舞木字大谷ツ 3-2				○	
三春幼稚園	大字貝山字岩田 100				○	
中郷幼稚園	大字柴原字神久保 235				○	
南町高齢者住宅	字南町 4-1			○		
なごみの里デイサービスセンター	字御免町 176-1			○		
西山医院	字御免町 179			○		
成田接骨院	八島台 1 丁目 3-1			○		
しのはら眼科	字北町 19			○		
計				6	10	1

(3-5-3)

急傾斜地崩壊危険区域一覧表

○急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

NO	箇所 番号	箇所名	地 形			湧水 等の 有無	崩壊 の 有無	急傾斜地崩壊 危険区域の指 定の有無	人家	公共的建物		公共施設	
			傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)					種 類	数	種 類	数・m
①	336	大町	45	1,150	15	無	有	有	69	小学校 福祉会館 高齢者住宅 病院 神社	1 1 1 1 3		
②	337	渋池	58	250	30	〃	〃	〃	34	公民館 神社	1 1	町道	100
③	338	日向町	47	300	20	〃	〃	〃	11	中学校	1		
④	339	中町	50	530	14	〃	〃	〃	96	神社 公民館	1 1	町道	170
⑤	340	北町	50	260	30	〃	〃	〃	21				
⑥	341	新町	50	200	12	〃	無	〃	49	公民館	1	県道	200
⑦	342	烏帽子石	50	170	15	有	〃	〃	14			国道	170
⑧	343	雁木田	51	240	30	無	〃	〃	18	神社	1	県道	240
⑨	344	荒町	45	170	10	〃	〃	〃	17				
⑩	345	新町2号	42	250	35	〃	有	〃	17	寺	1	県道	200
⑪	346	新町3号	40	230	25	〃	無	〃	23			県道 町道	130 120
⑫	347	八幡町	30	130	22	〃	〃	〃	17	旅館	1	桜川 町道	100 100
⑬	348	北町2号	30	420	20	〃	有	〃	36	公民館 神社	1 1	町道	230
⑭	349	北町3号	40	330	15	〃	〃	〃	19			国道 町道	190 130
⑮	350	荒町2号	50	240	10	〃	〃	〃	22				
⑯	351	丈六	40	270	20	〃	無	〃	26	寺院	2	町道	80
17	352	尼ヶ谷	50	130	30	〃	有	無	12				
18	353	馬場	45	100	11	有	〃	〃	6			県道	100
19	354	化粧坂	60	100	10	無	〃	〃	8			町道	90
20	355	担橋2号	70	120	8	有	〃	〃	6				
21	356	向田	50	130	17	無	〃	〃	7			国道	60
22	357	町田	40	160	8	有	〃	〃	7				
23	359	惣角地	55	90	25	〃	〃	〃	1	旅館	1	町道	90
24	360	一本松	60	214	5	無	無	有	9			国道	135
25	361	尼ヶ谷2号	45	120	15	〃	〃	無	13				
26	362	大町2号	60	65	25	〃	〃	〃	4	武道館	1	町道	90
27	363	瀬山	65	130	10	〃	〃	〃	8			町道	30
28	364	八島台	35	48	12	〃	〃	〃	31				
29	27	栄町	45	160	20	〃	〃	〃	12			町道	180
30	28	玉ノ沢	45	80	10	〃	〃	〃	0	保育所	1		

Noの○は施工済

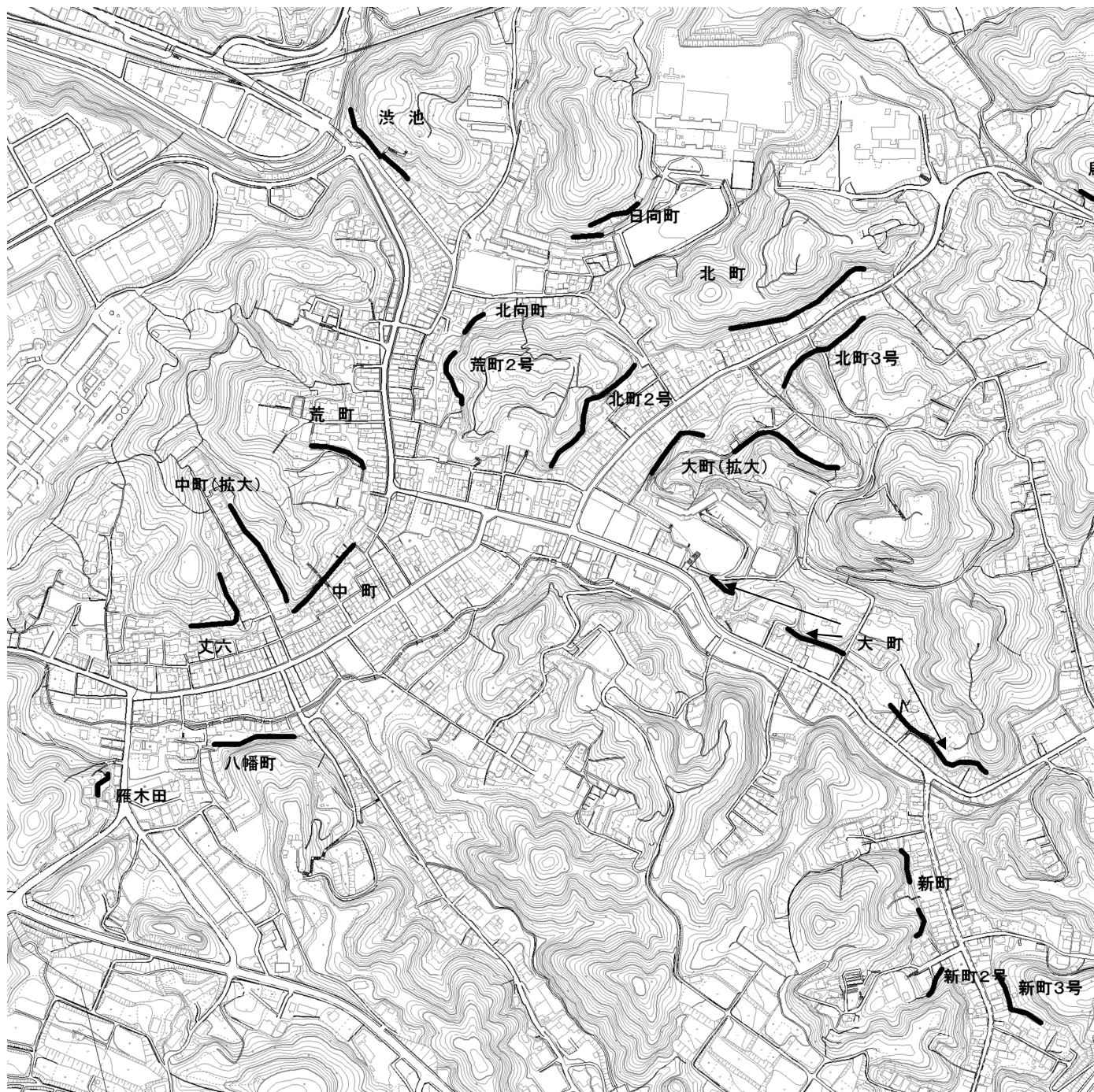
○急傾斜地崩落危険箇所Ⅱ

NO	箇所番号	箇所名	地形			湧水等の有無	崩壊の有無	急傾斜地崩落危険区域の指定の有無	人家	公共的建物		公共施設	
			傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)					種類	数	種類	数・m
1	744	行人沢	65	70	10	無	無	無	1			町道	5
2	745	鬨毛	45	60	20	〃	〃	〃	1				
3	746	住吉1号	35	70	15	〃	〃	〃	2			町道	55
4	747	五郎内	65	40	13	〃	〃	〃	1				
5	748	川平	40	70	8	〃	〃	〃	1				
6	749	大日向	40	50	8	〃	〃	〃	1				
7	750	上台	50	120	30	〃	〃	〃	4			県道	150
8	751	中ノ久保1号	55	40	15	〃	〃	〃	2			県道	70
9	752	屋戸	45	110	7	〃	〃	〃	2			県道	30
10	753	後作	45	80	28	〃	〃	〃	3			町道	100
11	754	古館	50	145	15	〃	〃	〃	4			県道	55
12	755	東平	60	70	20	〃	〃	〃	3			県道	10
13	756	担橋3号	65	65	10	〃	〃	〃	2				
14	757	田畑	60	60	15	〃	〃	〃	4				
15	758	中	60	90	8	〃	〃	〃	3				
16	759	住吉2号	70	60	10	〃	〃	〃	4			町道	30
17	760	平石	40	130	18	〃	〃	〃	4				
18	761	大峰	70	140	16	〃	〃	〃	3			町道	165
19	46	小峰	40	55	15	〃	〃	〃	1				
20	47	四反田	40	40	8	〃	〃	〃	2				
21	48	上ノ内	40	50	5	〃	〃	〃	2				
22	49	光谷	60	70	6	〃	〃	〃	1				
23	50	岩本	75	55	5	〃	〃	〃	3			町道	10
24	51	煙地内	40	95	12	〃	〃	〃	1				
25	358	斎藤	60	55	12	〃	〃	有	2				

○急傾斜地崩落危険箇所Ⅲ

NO	箇所番号	区域名	地形			湧水等の有無	崩壊の有無	急傾斜地崩落危険区域の指定の有無	人家	公共的建物		公共施設	
			傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)					種類	数	種類	数・m
1	58	堂金	32	200	12		無	無					
2	59	仲ノ久保2号	33	200	28		〃	〃					
3	60	堂作	40	170	15		〃	〃					
4	61	柳作	40	160	20		〃	〃					
5	62	舞台田	42	210	25		〃	〃					
6	63	館ノ腰	36	120	20		〃	〃					
7	64	孝戸	35	140	25		〃	〃					
8	1	大志田	40	100	10		〃	〃					

急傾斜地施設位置図



(3-5-4)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧表

No.	区域名	所在地	自然現象 の 種 類	指定区域の種類	指定区域内の公共施設 ・要配慮者利用施設
1	尼ヶ谷	字尼ヶ谷	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
2	尼ヶ谷2号-1	字尼ヶ谷	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	デイサービスセンター・医院
3	尼ヶ谷2号-2	字尼ヶ谷	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
4	尼ヶ谷2号-3	字尼ヶ谷	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
5	一本松	字一本松	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
6	向田-1	大字上舞木字向田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
7	向田	大字上舞木字向田	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
8	向田-2	大字上舞木字向田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
9	向田-3	大字上舞木字向田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
10	向田-4	大字上舞木字向田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
11	向田-5	大字上舞木字向田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
12	雁木田	字雁木田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
13	町田-1	大字斎藤字町田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
14	町田-2	大字斎藤字町田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
15	町田-3	大字斎藤字町田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
16	町田-4	大字斎藤字町田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
17	惣角地	大字斎藤字惣角地	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
18	斎藤-1	大字斎藤字斎藤	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
19	斎藤-2	大字斎藤字斎藤	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
20	玉ノ沢	大字鷹巣字玉ノ沢	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
21	瀬山-1	大字鷹巣字瀬山	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
22	瀬山-2	大字鷹巣字瀬山	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
23	瀬山-3	大字鷹巣字瀬山	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
24	四合内	大字根本字四合内	土石流	警戒区域	
25	八幡町	字八幡町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
26	馬場	字馬場	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
27	馬場沢	字馬場	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
28	栄町-1	大字平沢字栄町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
29	栄町-2	大字平沢字栄町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
30	担橋2号-1	大字平沢字担橋	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
31	担橋2号-2	大字平沢字担橋	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
32	担橋2号-3	大字平沢字担橋	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
33	担橋2号-4	大字平沢字担橋	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
34	寺ノ前	大字過足字寺ノ前	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
35	大町-1	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	小学校・福祉会館・高齢者住宅
36	大町-10	字大町	急傾斜地	警戒区域	
37	大町-11	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
38	大町-12	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
39	大町-13	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
40	大町-14	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
41	大町-15	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
42	大町-16	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
43	大町-17	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
44	大町-18	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
45	大町2号-1	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
46	大町2号-2	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
47	大町2号-3	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
48	大町2号-4	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
49	大町2号-5	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
50	大町-3	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
51	大町-4	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
52	大町-5	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
53	大町-6	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	

No.	区域名	所在地	自然現象 の 種 類	指定区域の種類	指定区域内の公共施設 ・災害時要援護者関連施設
54	大町-7	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
55	大町-8	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
56	大町-9	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
57	渋池-1	字渋池	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	接骨院
58	渋池-2	字渋池	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
59	渋池-3	字渋池	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
60	渋池-4	字渋池	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
61	渋池-5	字渋池	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
62	中町-1	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
63	中町-2	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
64	中町-3	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
65	中町-4	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
66	中町-5	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
67	中町-6	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
68	中町-7	字中町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
69	北町	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
70	新町-1	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
71	新町-2	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
72	新町2号-1	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
73	新町2号-2	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
74	新町2号-3	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
75	新町-3	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
76	新町1号	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
77	新町-4	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
78	烏帽子石	字烏帽子石-1	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
79	烏帽子石	字烏帽子石-2	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
80	烏帽子石	字烏帽子石-3	急傾斜地	警戒区域	
81	荒町	字荒町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
82	新町2号	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
83	新町3号	字新町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
84	北町2号-1	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	眼科
85	北町2号-2	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
86	北町2号-3	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
87	北町3号-1	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
88	北町3号-2	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
89	北町3号-3	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
90	北町3号-4	字北町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
91	荒町2号	字荒町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
92	荒町2号-1	字荒町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
93	荒町2号-2	字荒町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
94	荒町2号-3	字荒町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
95	丈六-1	字丈六	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
96	丈六-2	字丈六	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
97	丈六-3	字丈六	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
98	丈六-4	字丈六	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
99	丈六-5	字丈六	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
100	化粧坂	字化粧坂	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
101	大町2号	字大町	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
102	八島台	八島台3丁目	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
103	小峯	上舞木字小峯	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
104	大峯	上舞木字大峯	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
105	平石	上舞木字平石	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
106	宮ノ前1号	上舞木字福内	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
107	大日向	斎藤字大日向	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
108	屋戸	実沢字屋戸	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
109	上台	実沢字上台	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	

No.	区域名	所在地	自然現象 の 種 類	指定区域の種類	指定区域内の公共施設 ・災害時要援護者関連施設
110	中ノ久保 1 号	実沢字中ノ久保	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
111	四反田	四反田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
112	岩本	下舞木字岩本	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
113	上ノ内	下舞木字上ノ内	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
114	煙地内	鷹巣字福田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
115	垣ノ内	富沢字垣ノ内	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
116	蘭毛	富沢字蘭毛	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
117	蘭毛	富沢字蘭毛	土石流	警戒区域	
118	後作	西方字後作	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
119	向山	西方字向山	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
120	雁木田-1	字雁木田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
121	雁木田-2	字雁木田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
122	雁木田-3	字雁木田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
123	雁木田-4	字雁木田	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
124	北	実沢字北	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
125	古館	沼沢字古館	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
126	光谷	根本字光谷	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
127	仲田 2	根本字東平	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
128	東平	根本字東平	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
129	中	平沢字中	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
130	田畑	平沢字田畑	急傾斜地	警戒区域／特別警戒区域	
131	長久保-1	過足字長久保	土石流	警戒区域／特別警戒区域	
132	長久保-2	過足字長久保	土石流	警戒区域／特別警戒区域	

(3-5-5)

砂防指定地一覧表

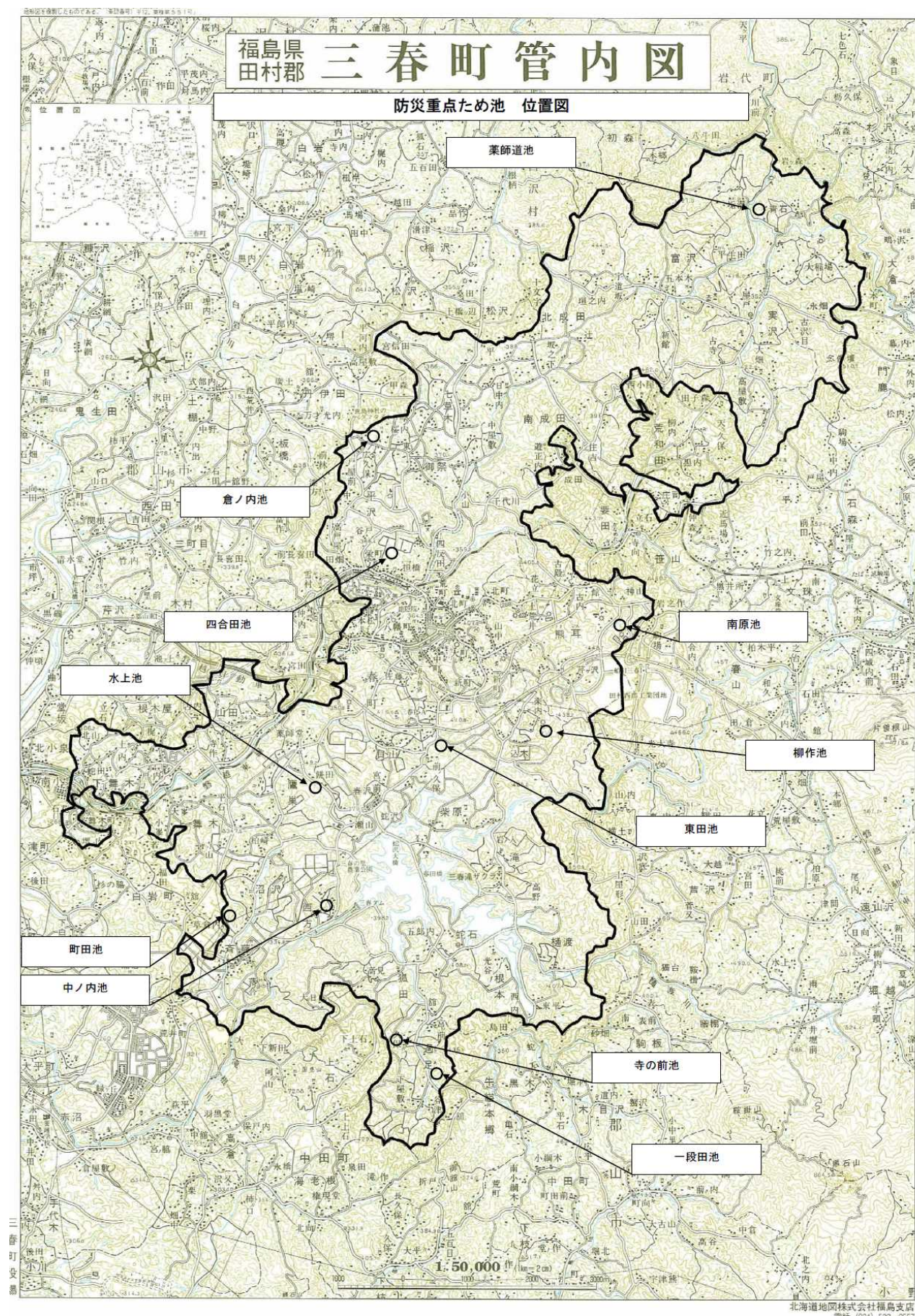
指定地 番 号	水系名	河川・溪流名	区 域	告示年月日	延長 (m) 面積 (ha)
604	阿武隈川	実沢川	実沢地内他	昭和 52.4.22 建設省告示第 743 号	70m 0.18ha
605	阿武隈川	古沢目沢	実沢地内他	昭和 51.4.27 建設省告示第 797 号	500m 2.15ha
634	阿武隈川	馬場川	尼ヶ谷地内	昭和 59.12.3 建設省告示第 1604 号	240m 0.67ha

(3-5-6)

防災重点ため池一覧

名称	所在地
薬師道池	実沢字薬師道 76
中ノ内池	西方字中ノ内 416
一段田池	過足字一段田 160
寺の前池	過足字寺ノ前 197
水上池	鷹巣字餅田 199
南原池	熊耳字南原 18 他
倉ノ内池	平沢字倉ノ内 454
四合田池	平沢字四合田 390 他
町田池	斎藤字町田 259
東田池	貝山字東田 60 他
柳作池	込木字柳作 100 他

防災重点ため池位置図



(3-10-1)

現有消防施設配置一覧

○ 消防屯所

分 団	分団屯所名	所 在 地	敷地面積	消 防 ポンプ車	小型動力 ポンプ付 積 載 車	小型動力 ポンプ 積 載 車	小型動力 ポ ン プ
本 部	三春町防災センター	字大町157-2	123.23				1
三 春	コミュニティ消防センター	字雁木田11-4	304.00	1			
	第2部屯所	字中町57	235.00		1		1
	第3部屯所	字荒町69-1	503.13		1		1
	第4部屯所	字大町157-2	123.23	1			
	第5部屯所	字亀井201	283.00			1	1
	第6部屯所	字新町94	62.10			1	1
	第7部屯所	八島台6-8-2				1	1
沢 石	沢石消防センター	富沢字榎梨池頭72-1			1	2	3
要 田	第1部屯所	熊耳字南原145-2	189.74			1	1
	第2部屯所	南成田字白光内21-1	574.00	1			
	第3部屯所	北成田字広畑311-2	55.10			1	1
御 木 沢	第1部屯所	平沢字谷戸322-2	405.00	1			
	第2部屯所	御祭字堀ノ内地内				1	1
	第3部屯所	七草木字槻木42-3	83.78			1	1
岩 江	岩江地区防災 コミュニティセンター	上舞木字戸ノ内34-2	107.65	1		2	2
中 妻	中妻消防センター	鷹巣字大日向16-1			1	2	3
中 郷	第1部屯所	込木字宮ノ下26	387.00			1	1
	第2部屯所	貝山字馬干内21-2	174.06			1	1
	第3部屯所	蛇石字蛇石前192-5	115.40		1		1
	第4部屯所	狐田字深谷311-1	469.29			1	1
合 計				5	5	17	23

(3-10-2)

水防用備蓄資器材調

水防倉庫名		貝山水防備蓄倉庫
所 在 地		三春町大字貝山字泉沢 100
品 名		現有数量
備蓄器材	ツルハシ	5丁
	唐 鋤	3 〃
	ナ タ	5 〃
	掛 矢	5 〃
	とび口	1 〃
	スコップ	20 〃
	斧	5 〃
	ペンチ	5 〃
	ハンマー	2 〃
	鎌	5 〃
	のこぎり	5 〃
備蓄資材	土のう袋	2,000枚
	大型土のう袋	20枚
	縄	20巻
	ビニールシート、むしろ	60枚
	ロープ	20巻
	杭 木	300本
	鉄 線	20kg
照明器具		2基
拡 声 器		3基
携帯無線機		3基
双 眼 鏡		3基

(自主防災会連合会規約)

(3-13-1)

自主防災会規約

〇八島台地区自主防災会規約の場合

(名 称)

第1条 本会は、八島台地区自主防災会（以下「本会」という）と称し、事務所を八島台集会所に置く。

(目 的)

第2条 本会は、地域住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、あらゆる災害による被害防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) あらゆる災害に対する予防に関すること。
- (3) 災害発生時における情報の収集伝達、初期消火、救助、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 本会は、八島台地区内にある世帯を持って構成する。

(役 員)

第5条 本会に、次の役員及び監事を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 部 長 10名
- (4) 班 長 各隣組長
- (5) 事務局 2名
- (6) 監 事 3名

2. 役員は、会員の互選により選出し任期は1年とする。但し再任することができる。

3. 本会に相談役を置くことができる。

(役員の任務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を統括し、災害の発生時等における応急活動の指揮命令を行う。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時はその職務を行う。

3. 部長、班長は会務の運営にあたり、災害の発生時に次の各部（班）を分担し応急活動にあたる。

- (1) 情報連絡部（班）… 情報の収集、伝達、行動広報活動
- (2) 消 火 部（班）… 失火防止、初期活動
- (3) 救 護 部（班）… 負傷者等の救出、衛生看護
- (4) 避難誘導部（班）… 住民の避難誘導、交通の整理
- (5) 補 給 部（班）… 物品の調達、炊き出し等

4. 事務局は、会の事務会計を処理する。

5. 監事は、会計業務全般に亘り執行状況を監査し通常総会において結果を報告する。

（会 議）

第7条 本会は、次の会議を開き、会長が招集する。

○通常総会 ○役員会 ○臨時総会

2 通常総会は、八島台まちづくり協会の総会と合わせて行い、予算、決算事業の承認、規約の改廃等、重要事項を協議する。

3 役員会は、第5条の規定する役員をもって構成し、各地域毎の意見等を統括し、本会にその意見を反映させるほか、事業予算、規約の改廃等通常総会に提出すべき重要な事項を審議する。

4 臨時総会は、緊急その他、特に必要と認めたときは、臨時に開くものとする。

5. 通常総会及び臨時総会の当日欠席したときは、本会議の出席者に一切を委任したものとする。

6. 総会は、議長 1 名を選出し、議長は書記を 1 名、議事録署名人 2 名を選任しなければならない。

（防災計画）

第8条 本会は、あらゆる災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は次の事項について定める。

（1）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）防災訓練に関すること。

（4）災害発生時における各部（班）の活動計画に関すること。

（5）その他必要な事項

（経 費）

第9条 本会運営に要する経費は、区費、その他の収入を以てこれにあてる。

（会計年度）

第10条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

附則 この規約は、平成10年10月24日から実施する。

(4-6-1)

指定避難所一覧表（水害以外）

1、要配慮者の指定避難所（福祉避難所）

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
1	三春町福祉会館	南町1	町 長	62-8586	2,147㎡	100	RC造3階建	有	有	要援護者

2、広域指定避難所（地区指定避難所に収容しきれない場合）

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
4	三春町民体育館	貝山字泉沢100	町教育委員会	62-6212	2,270㎡	750	RC造2階建	無	無	全 町
6	三春交流館 「まほら」	大町191	〃	62-3837	3,583㎡	50	RC造3階建	有	有	三 春
7	三春小学校	大町157	三春小学校長	62-3101	校 舎 5,643㎡ 体育館 1,588㎡	1,500	校舎：RC造 3階建 体育館：S造 2階建	無	有	〃
8	三春町民第2体育 館	日向町58	町教育委員会	62-3837	体育館 1,254㎡	300	体育館：RC造 平家建	無	無	〃
82	三春中学校	貝山字泉沢 100-4	三春中学校長	62-2181	11,369 ㎡	2,800	RC造3階建	有	有	〃
10	沢石会館	実沢字榎梨 215-5	町教育委員会	62-8472	580㎡	180	RC造平家建	有	有	沢 石
12	沢石小学校	富沢字石田68	沢石小学校長	62-3725	校 舎 2,163㎡ 体育館 1,118㎡	1,000	校舎：RC造 2階建 体育館：RC造 平家建	無	有	〃
14	要田交流館大平荘	熊耳字大平1	町教育委員会	62-3837	393㎡	100	RC造平家建	有	有	要 田
16	旧要田中学校交流 施設	熊耳字ハツ田 213	三春町長	62-2132	校 舎 2,038㎡ 体育館 903㎡	1,000	校舎：RC造 2階建 体育館：RC造 平家建	無	有	〃
17	御木沢地区公民館	平沢字東333-2	町教育委員会	62-8471	667㎡	150	RC造2階建	有	有	御木沢
18	御木沢小学校	樋ノ口111	御木沢小学校 長	62-3368	校 舎 1,402㎡ 体育館 936㎡	400	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	無	有	〃
19	岩江センター	下舞木字岩本 278-1	町教育委員会	942-0092	539㎡	150	RC造2階建	有	有	岩 江
20	岩江小学校	上舞木字大谷ツ 24	岩江小学校長	956-2120	校 舎 4,155㎡ 体育館 1,221㎡	1,000	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	有	有	〃
21	岩江中学校	上舞木字向田53	岩江中学校長	62-8290	校 舎 3,319㎡ 体育館 1,197㎡	1,200	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	有	有	〃
22	岩江幼稚園	上舞木字大谷ツ 3-2	岩江幼稚園長	956-2727	505㎡	100	RC造平家建	無	無	〃
23	中妻地区交流館	鷹巣字大日向13	町教育委員会	62-1181	369㎡	80	RC造平家建	有	有	中 妻

※土砂災害の場合、図面番号7の三春小学校を除く。

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
24	中妻小学校	沼沢字神ノ上139	中妻小学校長	62-3246	校 舎 1,567㎡ 体育館 601㎡	500	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 2階建	無	有	〃
26	中郷地区交流館	柴原字神久保235	町教育委員会	62-6125	370㎡	50	RC造2階建	有	有	中 郷
27	中郷小学校	柴原字神久保235	中郷小学校長	62-3091	校 舎 2,242㎡ 体育館 872㎡	850	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 2階建	無	有	〃
28	中郷幼稚園	柴原字神久保235	中郷幼稚園長	62-2875	415㎡	80	RC造平家建	無	無	〃
29	旧桜中学校交流 施設	鷹巣字瀬山213	指定管理		校 舎 2,875㎡ 体育館 961㎡	1,000	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	無	有	中 郷 中 妻
83	防災施設管理 棟	貝山字泉沢100-1	町教育委員会	62-6212	120㎡	20		有	無	中郷

3、地区指定避難所（原則として1世帯程度が避難する場合）

*町営住宅団地の場合は、団地集会所とする。

○ 三春地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
6	三春交流館 「まほら」	大町191	町教育委員会	62-3837	3,583㎡	50	RC造3階建	有	有	大町・北町
30	中町公民館	中町43-1	中町区長		115㎡	30	W造平家建	有	有	中町
31	八幡町公民館	八幡町56	八幡町1区長		99㎡	30	W造平家建	有	有	八幡町
32	沼倉団地集会所	沼之倉100	八幡町1区長		56㎡	20	W造平家建	有	有	沼之倉
33	一本松団地集 所	一本松34	三春町長		99㎡	30	W造平家建	有	有	八幡町1区
34	荒町公会堂	渋池36	荒町上区長		171㎡	50	W造2階建	有	有	荒町上区
36	新町字事務所	新町155	新町2区長		178㎡	35	RC造2階建	無	有	新町
37	桜ヶ丘集会所	桜ヶ丘4-3-10	新町2区長		131㎡	40	W造平家建	有	有	新町3区
39	八島台集会所	八島台4-14-5	八島台代表区 長		330㎡	70	W造平家建	有	有	八島台
40	深田和集会所	深田和151-2	荒町下区長		115㎡	30	W造平家建	有	有	荒町下区

※土砂災害の場合、図面番号34の荒町公会堂と36の新町字事務所を除く。

○ 沢石地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
41	青石集落センター	青石字前田106	青石1区長		75㎡	20	W造平家建	有	有	1区
42	沢石2区公民館	実沢字大稲場34	実沢2区長		198㎡	50	W造平家建	有	有	2区
43	沢石3区集会所	実沢字 中ノ久保115-1	実沢3区長		93㎡	20	W造平家建	有	有	3区
44	沢石4区集落セ ンター	実沢字館腰102	実沢4区長		98㎡	30	W造平家建	有	有	4区
45	沢石5区公民館	実沢字宮脇37	実沢5区長		144㎡	30	W造平家建	有	有	5区
46	沢石6区公民館	富沢字宮ノ下96	富沢6組長		45㎡	20	W造平家建	有	有	6組
47	沢石7区公民館	富沢字堰田150	富沢7組長		79㎡	20	W造平家建	有	有	7組
48	沢石8区公民館	富沢字五本木39-2	富沢8組長		51㎡	30	W造平家建	有	有	8組
49	沢石9区公民館	富沢字石田200	富沢9組長		45㎡	20	W造平家建	有	有	9組
50	垢港集落センター	富沢字一ノ沢152	富沢10組長		118㎡	30	W造平家建	有	有	10組

○ 要田地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
14	要田交流館大平 柱	熊耳字大平1	町教育委員会	62-6472	393㎡	100	RC造平家建	有	有	要 田
52	南成田集会所	南成田字草深内 345	南成田区長		122㎡	40	W造平家建	有	有	南成田
53	北成田公会堂	北成田字 堂ノ入156-1	北成田区長		113㎡	40	W造平家建	有	有	北成田
54	庄司公会堂	庄司字庄司215-1	庄司区長		47㎡	20	W造平家建	有	有	庄司

○ 御木沢地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
55	元町公民館	平沢字担橋396	元町区長		125㎡	45	W造平家建	有	有	元町
56	駅前集会所	平沢字担橋649	平沢1区長		183㎡	45	W造平家建	有	有	栄町 平沢1区
57	平沢2区公民館	平沢字東34	平沢2区長		107㎡	30	W造平家建	有	有	平沢2区
58	御祭3区集会所	御祭字松ヶ作189	御祭3区長		127㎡	40	W造2階建	有	有	御祭3区
59	御祭4区集会所	御祭字堀ノ内136	御祭4区長		88㎡	40	W造平家建	有	有	御祭4区
60	七草木集会所	七草木字館下266	七草木区長		114㎡	40	W造平家建	有	有	七草木

○ 岩江地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
61	山田集会所	山田字菖蒲作38	山田区長		113㎡	40	W造平家建	有	有	山田
62	上舞木集会所	上舞木字戸ノ内1	上舞木区長		136㎡	45	W造平階建	有	有	上舞木
63	下舞木集会所	下舞木字折ノ内 124-1	下舞木区長		179㎡	50	W造平家建	有	有	下舞木1・3区
81	下舞木2区集会所	下舞木字北山 80-1	下舞木2区長		74㎡	20	W造平家建	有	有	下舞木2区
64	下舞木南部集会所	下舞木字石花 179-1	下舞木4区長		105㎡	30	W造平家建	有	有	下舞木4区

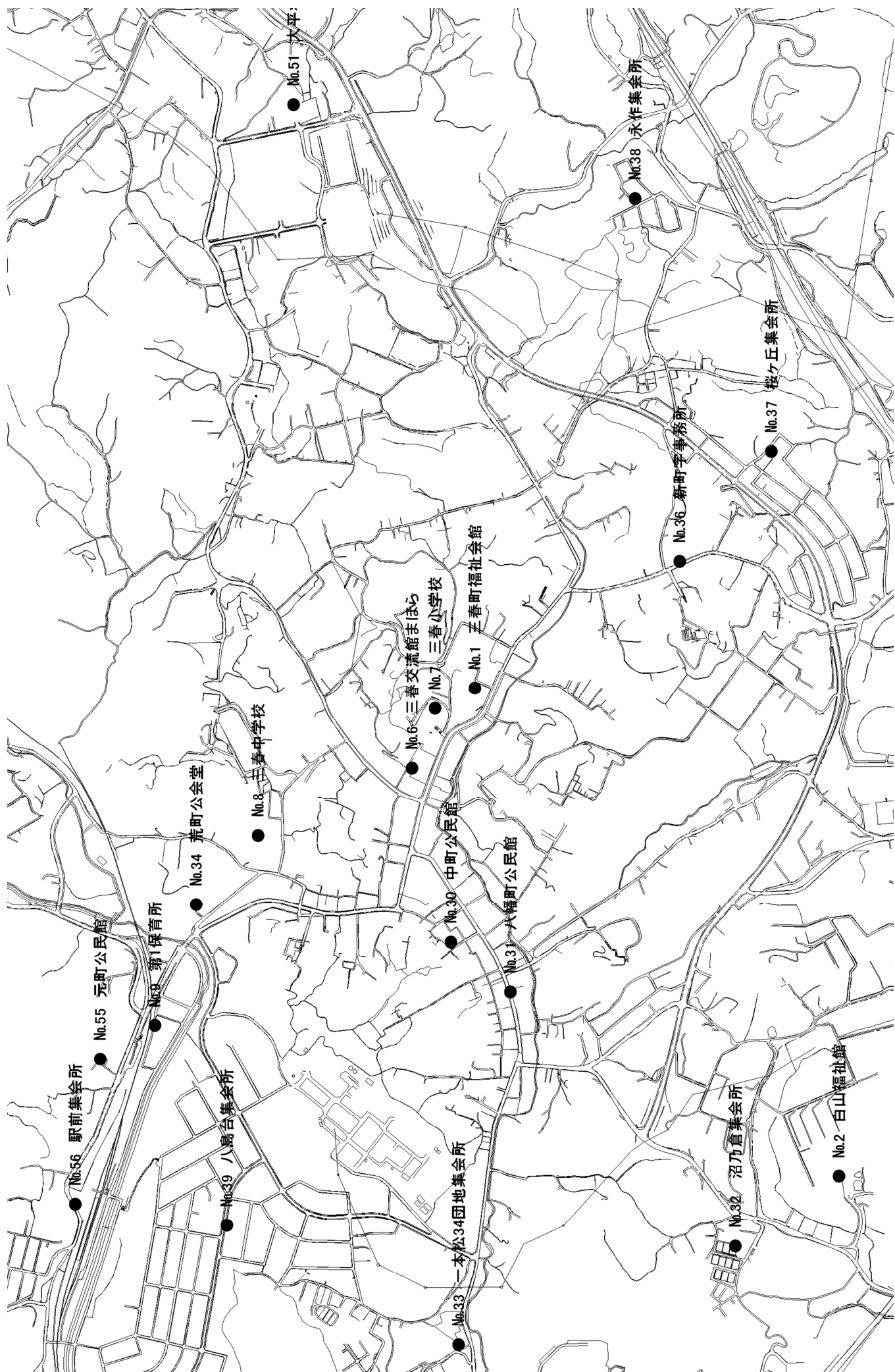
○ 中妻地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
65	鷹巣集会所	鷹巣字泉田29	鷹巣区長		198㎡	60	W造平家建	有	有	鷹巣
66	沼沢集会所	沼沢字宮ノ前30	沼沢区長		102㎡	30	W造平階建	有	有	沼沢
67	斎藤集会所	斎藤字場上田247	斎藤区長		165㎡	40	W造平階建	有	有	斎藤
68	西方集会所	西方字西方前168	西方区長		124㎡	40	W造平家建	有	有	西方

○ 中郷地区

図面 番号	避難施設名	所 在 地	管 理 者	電話番号	延べ床 面 積	収容可能 人 員	施設の構造	畳	炊 事	避難対象地区
69	滝集会所	滝字桜久保24	滝区長		107㎡	30	W造平家建	有	有	滝
70	柴原集会所	柴原字苅又107-1	柴原区長		103㎡	40	W造平家建	有	有	柴原
71	込木集会所	込木字宮ノ下330	込木区長		103㎡	30	W造平家建	有	有	込木
72	芹ヶ沢集会所	芹ヶ沢字長作6-2	芹ヶ沢区長		81㎡	25	W造平家建	有	有	芹ヶ沢
73	貝山集会所	貝山字堀ノ内222	貝山区長		188㎡	60	W造平家建	有	有	貝山
74	春沢集会所	春沢字春沢1-23	春沢区長		132㎡	40	W造平家建	有	有	春沢
75	狐田集会所	狐田字狐田108	狐田区長		99㎡	30	W造平家建	有	有	狐田
76	過足集会所	過足字寺ノ前222	過足区長		100㎡	40	W造平家建	有	有	過足
77	根本集会所	根本字四合内176	根本区長		96㎡	30	W造平家建	有	有	根本
78	樋渡集会所	樋渡字不動滝380	樋渡区長		86㎡	30	W造平家建	有	有	樋渡
79	蛇石集会所	蛇石字蛇石前192	蛇石区長		112㎡	30	W造平家建	有	有	蛇石
80	紙漣集会所	過足字紙漣283-3	三春町長		126㎡	40	W造平家建	無	有	紙漣

指定避難場所位置図（水害以外）（中心部）



(4-6-2)

指定避難所一覧表(水害)

1、広域指定避難所(地区指定避難場所に収容しきれない場合)

図面 番号	避難施設名	所在地	管理者	電話番号	延べ床 面積	収容可能 人員	施設の構造	畳	炊事	避難対象地区
4	三春町民体育館	貝山字泉沢100	町教育委員会	62-6212	2,270㎡	750	RC造2階建	無	無	全 町
7	三春小学校	大町157	三春小学校長	62-3101	校 舎 5,643㎡ 体育館 1,588㎡	1,500	校舎：RC造 3階建 体育館：S造 2階建	無	有	〃
8	三春町民第2体育館	日向町58	町教育委員会	62-3837	体育館 1,254㎡	300	体育館：RC造 平家建	無	無	〃
82	三春中学校	貝山字泉沢 100-4	三春中学校長	62-2181	11,369 ㎡	2,800	RC造3階建	有	有	〃
20	岩江小学校	上舞木字大谷ツ24	岩江小学校長	956-2120	校 舎 4,155㎡ 体育館 1,221㎡	1,000	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	有	有	〃
21	岩江中学校	上舞木字向田53	岩江中学校長	62-8290	校 舎 3,319㎡ 体育館 1,197㎡	1,200	校舎：RC造 2階建 体育館：S造 平家建	有	有	〃
22	岩江幼稚園	上舞木字大谷ツ 3-2	岩江幼稚園長	956-2727	505㎡	100	RC造平家建	無	無	〃

2、地区指定避難所(原則として1世帯程度が避難する場合)

*町営住宅団地の場合は、団地集会所とする。

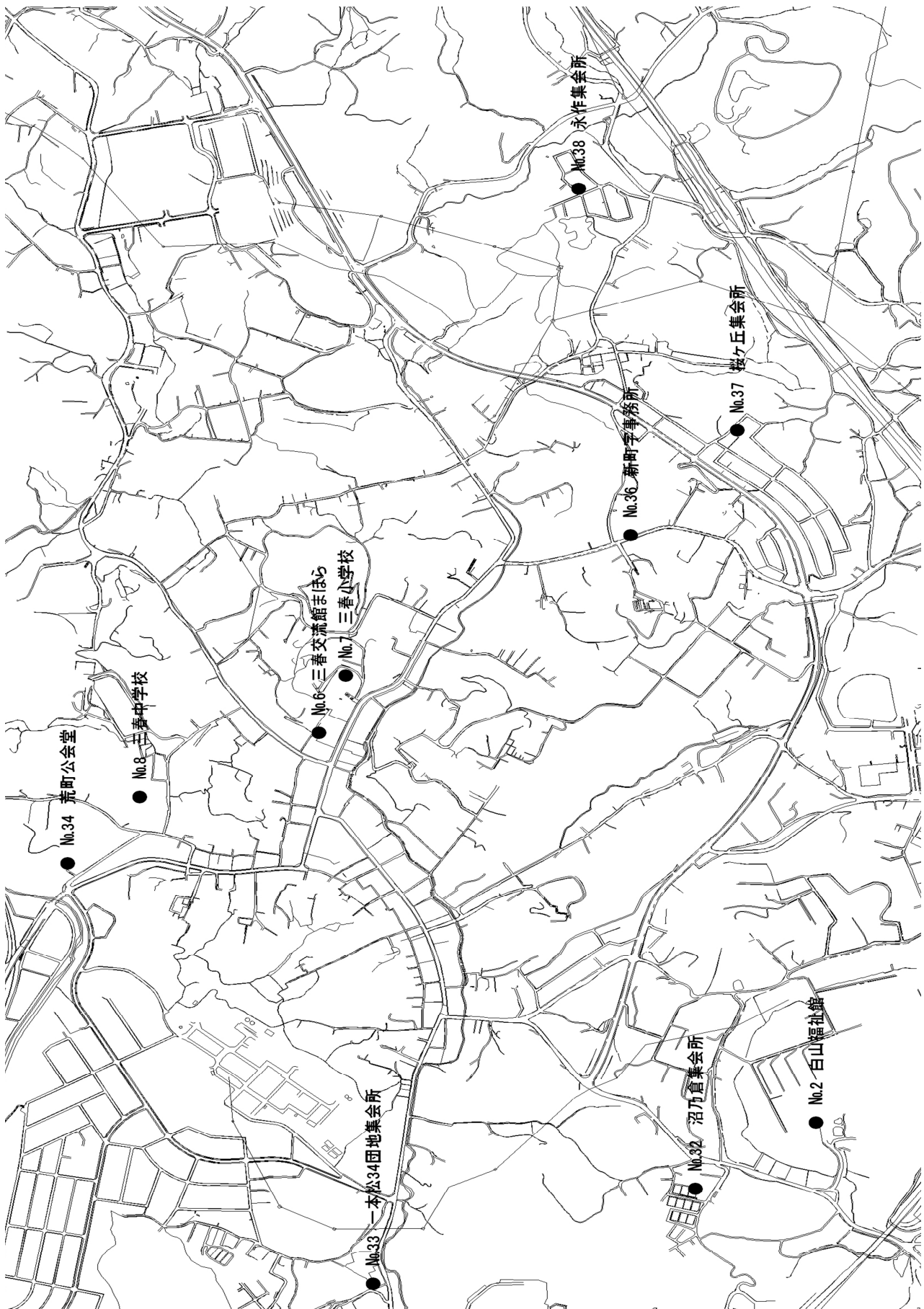
○ 三春地区

図面 番号	避難施設名	所在地	管理者	電話番号	延べ床 面積	収容可能 人員	施設の構造	畳	炊事	避難対象地区
4	三春町民体育館	貝山字泉沢100	町教育委員会	62-6212	2,270㎡	750	RC造2階建	無	無	中町、八幡町1区 (桜川より南)
6	三春交流館 「まほら」	大町191	〃	62-3837	3,583㎡	50	RC造3階建	有	有	大町、中町、 八幡町1区、 新町1・2区
32	沼之倉団地集会所	沼之倉100	八幡町1区長		56㎡	20	W造平家建	有	有	八幡町1区 (桜川より南)
33	一本松34団地 集会所	一本松34	三春町長		99㎡	30	W造平家建	有	有	八幡町1・2区 (桜川より北)
34	荒町公会堂	渋池36	荒町上区長		171㎡	50	W造2階建	有	有	荒町下区
36	新町字事務所	新町155	新町2区長		178㎡	35	RC造2階建	無	有	新町2区 (桜川より南)

○ 岩江地区

図面 番号	避難施設名	所在地	管理者	電話番号	延べ床 面積	収容可能 人員	施設の構造	畳	炊事	避難対象地区
61	山田集会所	山田字菖蒲作38	山田区長		113㎡	40	W造平家建	有	有	山田
62	上舞木集会所	上舞木字戸ノ内1	上舞木区長		136㎡	45	W造平階建	有	有	上舞木
81	下舞木2区集会所	下舞木字北山 80-1	下舞木2区長		74㎡	20	W造平家建	有	有	下舞木1・3区
63	下舞木集会所	下舞木字折ノ内 124-1	下舞木区長		179㎡	50	W造平家建	有	有	下舞木2区
64	下舞木南部集会所	下舞木字石花 179-1	下舞木4区長		105㎡	30	W造平家建	有	有	下舞木4区

指定避難場所位置図（水害）（中心部）



(4-6-3)

指定緊急避難場所一覧表

○ 三春地区

図面 番号	避難施設名	所在地	面積	収容可 能人員	主な避難対象地区	主な避難経路	主な避難可能な 現象番号
1	三春小学校校庭	大町148	7,250	1,500	大町、中町、御免町、北町、 八幡町	国道288号 街路荒町新町線	①・④・⑥
2	三春町保健センター	南町26-1	1,000	200	南町、会下谷、山中、新町	街路荒町新町線 町道会下谷三号線 主要飯野三春石川線	①・④・⑥
3	認定こども園三春幼 保園	貝山字岩田101	500	100	八幡町、雁木田、岩田	県道須賀川三春線	①・④・⑥
4	沼之倉遊園地	沼之倉112	328	50	沼之倉	町道沼之倉団地線	①・②・④・⑥
5	旧三春中学校校庭	日向町58	4,832	900	日向町、北向町、渋池、持 合畑、北町	町道北町荒町線	①・②・④・⑥
6	御木沢小学校校庭	樋ノ口111	11,503	2,000	四反田、深田和、樋ノ口	主要飯野三春石川線 町道中央線	①・②・④・⑥
7	亀井遊園地	亀井199	564	100	亀井	町道亀井清水線	①・④・⑥
8	三春病院駐車場	六升蒔50	2,500	400	六升蒔、烏帽子石	国道288号	①・②・④・⑥
10	番組公園	桜ヶ丘1丁目	1,500	150	新町、桜ヶ丘1・2丁目	主要飯野三春石川線、 国道288号	①・④・⑥
11	庚申坂公園	桜ヶ丘4丁目	1,000	100	桜ヶ丘4丁目	町道桜ヶ丘12号線	①・④・⑥
12	八十内公園	桜ヶ丘3丁目	3,900	200	桜ヶ丘3丁目	町道桜ヶ丘8号線	①・④・⑥
13	永作児童遊園地	永作3-4	1,435	100	永作	町道永作1〜4号線	①・④・⑥
14	中央公園	八島台4丁目	2,000	300	八島台	町道駅南部1号線	①・④・⑥
15	一本松公園	八島台4丁目	1,700	200	一本松、八島台	町道一本松1号線、八 島台13号	①・④・⑥
16	田畑公園	八島台8丁目	2,000	150	八島台	町道駅南部2号線	①・④・⑥
17	町営運動場	貝山字泉沢100	14,435	5,000	尼ヶ谷、馬場	町道八幡町貝山線	①・②・④・⑥
83	三春町避難広場	貝山字馬場58	12,000	2,000	尼ヶ谷、馬場	町道八幡町貝山線	①・②・④・⑥

○ 御木沢地区

図面 番号	避難施設名	所在地	面積	収容可 能人員	主な避難対象地区	主な避難経路	主な避難可能な 現象番号
18	担橋公園	担橋1丁目	3,100	300	担橋	町道担橋7号線	④・⑥
19	駅前広場	平沢字担橋	1,000	150	平沢担橋	県道本宮三春線	④・⑥
20	栄町児童遊園地	平沢字栄町2-100	1,639	100	栄町	町道平沢栄町線	④・⑥

○ 岩江地区

図面 番号	避難施設名	所在地	面積	収容可 能人員	主な避難対象地区	主な避難経路	主な避難可能な 現象番号
21	岩江小学校校庭	上舞木字大谷ツ24	6,939	1,500	上舞木、下舞木	町道下舞木山田線	①・②・④・⑥
22	岩江中学校校庭	上舞木字向田53	14,785	2,000	山田、上舞木	町道戸ノ内大谷津線 町道下舞木山田線	①・②・④・⑥

※異常な現象の種類

- ①洪水
- ②崖崩れ、土石流及び地滑り
- ③高潮
- ④地震
- ⑤津波
- ⑥大規模な火事
- ⑦一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設又は河川そ
の他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水及び火砕流、溶岩流、
噴石その他噴火に伴い発生する火山現象

(4-8-1)

炊き出しの場所

○ 三春地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
1	三春町保健センター	南町26-1	三春町長	62-5110	全 町
2	三春町福祉会館	南町1		62-8586	〃、大 町
3	中町公民館	中町43-1	中町区長		中 町
4	八幡町公民館	八幡町56	八幡町1区長		八幡町
5	沼之倉団地集会所	沼之倉	八幡町1区長		沼ノ倉
6	荒町公会堂	渋池36	荒町上区長		荒 町
8	新町字事務所	新町	新町区長		新 町
9	桜ヶ丘集会所	桜ヶ丘4丁目3-10	新町2区長		桜ヶ丘
11	八島台集会所	八島台4-14-5	八島台区長		八島台
12	深田和集会所	深田和151-2	荒町下区長		荒町下区

○ 沢石地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
13	青石集落センター	青石字青石106	青石1区長		1区
14	沢石2区公民館	実沢字大稲場34	実沢2区長		2区
15	沢石3区公民館	実沢字中ノ久115-1	実沢3区長		3区
16	沢石4区集落センター	実沢字館腰102	実沢4区長		4区
17	沢石5区公民館	実沢字宮脇37	実沢5区長		5区
18	沢石6区公民館	富沢字宮ノ下96	富沢6組長		6組
19	沢石7区公民館	富沢字堰田150	富沢7組長		7組
20	沢石8区公民館	富沢字五本木39-2	富沢8組長		8組
21	沢石9区公民館	富沢字石田200	富沢9組長		9組
22	垢潜集落センター	富沢字一ノ沢152	富沢10組長		10組

○ 要田地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	避難対象地区
23	要田地区交流館大平荘	熊耳字大平1	三春町長	62-6472	熊耳
24	南成田集会所	南成田字草深内345	南成田区長	62-8437	南成田
25	北成田公会堂	北成田字堂ノ入 156-1	北成田区長	62-8453	北成田
26	庄司公会堂	庄司字庄司215-1	庄司区長	62-8454	庄司

○ 御木沢地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
27	元町公民館	平沢字担橋396	元町区長		平沢
28	駅前集会所	平沢字担橋649	平沢1区長		栄町区、平沢1区
29	平沢2区公民館	平沢字東34	平沢2区長		平沢2区
30	御祭3区集会所	御祭字松ヶ作189	御祭3区長		御祭3区
31	御祭4区集会所	御祭字堀ノ内136	御祭4区長		御祭4区
32	七草木集会所	七草木字館下266	七草木区長		七草木

○ 岩江地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
33	山田集会所	山田字菖蒲作38	山田区長		山田
34	上舞木集会所	上舞木字戸ノ内1	上舞木区長		上舞木
35	下舞木集会所	下舞木字折ノ内	下舞木区長		下舞木1・3区
81	下舞木2区集会所	下舞木字北山80-1	下舞木2区長		〃 2区
36	下舞木南部集会所	下舞木字石花	下舞木4区長		〃 4区

○ 中妻地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
37	鷹巣集会所	鷹巣字泉田29	鷹巣区長		鷹巣
38	沼沢集会所	沼沢字宮ノ前30	沼沢区長		沼沢
39	斎藤集会所	斎藤字場上田247-1	斎藤区長		斎藤
40	西方集会所	西方字西方前168	西方区長		西方

○ 中郷地区

番号	施設名	所在地	管理者	電話番号	対象地区
41	滝集会所	滝字桜久保24	滝区長		滝
42	柴原集会所	柴原字刈又108	柴原区長		柴原
43	込木集会所	込木字宮ノ下330	込木区長		込木
44	芹ヶ沢集会所	芹ヶ沢字中久保58-2	芹ヶ沢区長		芹ヶ沢
45	貝山集会所	貝山字堀ノ内222	貝山区長		貝山
46	春沢集会所	春沢字春沢1-23	春沢区長		春沢
47	狐田集会所	狐田字狐田108	狐田区長		狐田
48	過足集会所	過足字寺ノ前222	過足区長		過足
49	根本集会所	根本字四合内176	根本区長		根本
50	樋渡集会所	樋渡字不動滝380	樋渡区長		樋渡
51	蛇石集会所	蛇石字蛇石前192	蛇石区長		蛇石
52	紙漣集会所	過足字紙漣283-3	三春町長		紙漣

注 小規模災害時における自主防災会対応の炊出し場所を主に表示しており、大規模災害時においては、保健センター及び三春町福祉会館を中核施設とする。

(4-10-1)

三春町指定水道工事事業者

(三春町分のみ掲示)

名称	住所	電話	事業内容
本田設備工業(株)	字四反田9-10	62-2338	管工事
(株)三立設備	字烏帽子石104-1	62-7107	管工事
(有)柳沼設備	春沢字春沢1-33	62-5924	管工事
(有)橋本設備	八島台3-4-6	62-5710	管工事
吉村管工所	貝山字沼倉172-4	62-5165	管工事
(有)高野商店	字八幡町10	62-2406	管工事
(有)鶴生建設	下舞木字正神平132-58	942-6175	管工事
(有)信和創建	中町37-1	62-8151	管工事
神設備	字亀井214-8	62-3167	管工事
(有)大和テクノ	鷹巣字泉田103-1	61-2201	管工事
菅野建設工業(株)田村支店	上舞木字福内28-1	973-8995	管工事
クリーンガスタムラ(株)	桜ヶ丘3-1-2	62-6948	管工事

(4-11-1)

応急仮設住宅建設場所

番号	名称等	所在地	面積 (㎡)	現況	建設可能戸数	備考
1	貝山地区多目的運動広場	貝山字井堀田253-1	16,000㎡	広場	200	

(4-12-1)

病・医院医療機関

番号	科 名	病・医院	所在地	電話	医師 数	ベッ ト数
1	内・外・小・整形・産 婦・眼・耳鼻・心療・ 泌尿・皮膚	町立三春病院	字六升蒔 50	62-3131	3	86
2	内・小・婦人	春山医院	字荒町 138	62-3239	1	3
3	内・小・皮膚	矢吹医院	字中町 28	62-3015	1	0
4	内・消化	なごみファミリークリ ニック	熊耳字上荒井 199-1	62-2473	1	19
5	内・消化	雷クリニック	担橋 2 丁目 1-2	62-6333	1	0
6	内・小	石川医院	字中町 1	62-2630	1	0
8	整形・リハ・リウマチ	むとう整形外科クリニ ック	貝山字岩田 86-1	61-1600	1	0
9	内・小・消化	のざわ内科クリニック	貝山字岩田 86-2	61-1500	2	0
10	内・外・整形・皮膚・ 泌尿	せんざき医院	字大町 3 2	61-2777	1	0
11	眼科	しのはら眼科	字北町 1 9	61-2441	1	0
12	歯科	小山歯科医院	字中町 30-3	62-3840	1	0
13	歯科	本田歯科医院	字大町 161	62-3417	1	0
14	歯科	宗像歯科医院	下舞木字間明田 26-1	944-2300	1	0
15	歯科	斉藤歯科クリニック	字雁木田 19-3	61-2666	1	0
16	歯科	桜ヶ丘歯科クリニック	桜ヶ丘 1-1-6	61-5445	1	0
17	歯科	原歯科医院	熊耳字下荒井 190-1	73-8255	1	0

医薬品販売店

商 店 名	所 在 地	電 話	摘 要
濱田薬局	字荒町 61	62-2202	
ルビー調剤薬局	貝山字岩田 86-3	62-4848	
(有)みはる調剤薬局	字大町 32-1	61-1616	
さくら調剤薬局	字六升蒔 50-11	61-2555	
きよはし薬局駅前店	担橋 2-1-6	61-1101	

三春町災害廃棄物処理計画

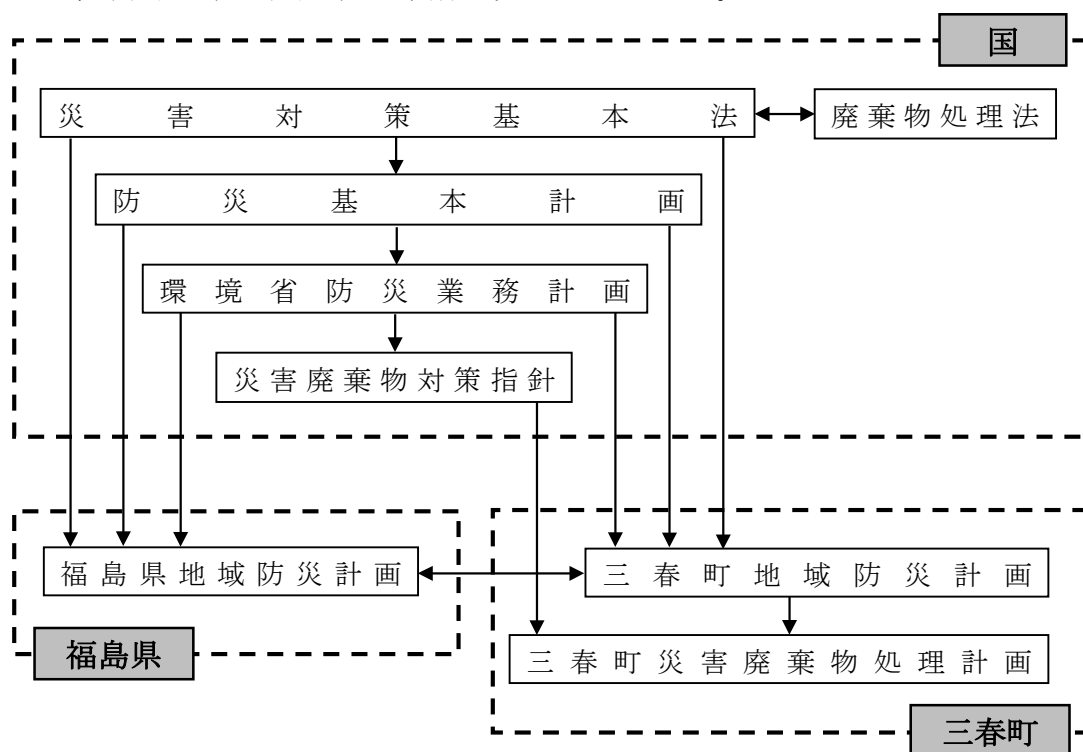
三 春 町

1 目的

大規模地震や水害等の災害時には、一時的に大量の廃棄物が発生するほか、道路の通行不能等によって、平常時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難であることから、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、災害廃棄物を円滑に処理し、住民の衛生確保、環境保全、さらに、地域生活の早急な復興を図るため、策定するものである。

なお、本計画と他の計画等との関係は次のとおりである。



図一 三春町災害廃棄物処理計画

2 基本方針

災害廃棄物は、次に示す基本方針により処理するものとする。

(1) 衛生的な処理

生活系ごみやし尿の処理については、衛生の確保を最重点として対応する。

(2) 迅速な対応

事前に連絡体制を整備し、災害発生時には迅速な対応を図る。

(3) 計画的な処理

大量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置き場の設置等により、計画的に処理を進める。

(4) 有害物質の適切な対応

建築解体によるアスベストや野焼きによるダイオキシン等の有害物質による環境汚染の防止を図る。

(5) リサイクルの推進

災害廃棄物をできるだけ分別収集し、リサイクルを推進する。

(6) 安全確保

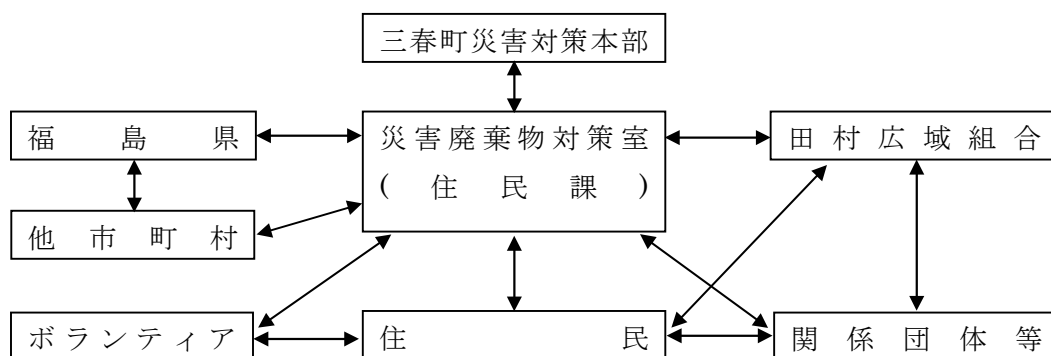
災害廃棄物対策業務にあたっては、通常業務と異なる事態が発生することが想定されるため、作業の安全確保を図る。

注： 倒壊建物に係る廃棄物の処理は、原則として所有者が自己処理責任に基づき、自己負担で行うものであるが、廃棄物処理法第22条に基づく災害廃棄物処理事業として国庫補助を受ける場合は、三春町が実施するものとする。

3 連絡体制及び業務概要

連絡体制は、図－2のとおりとし、業務概要は表－1のとおりとする。

なお、関係団体等には、清掃業者等を含むものとし、具体的な連絡先一覧表(別紙1)を毎年作成するものとする。



図－2 連絡体制図

表－1 業務概要

関係機関等	業務概要
災害廃棄物対策室 (住民課)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害廃棄物対策全体の進行管理と調整 ・ 関係機関との連絡調整 ・ 住民への広報、相談対応 ・ 仮置き場の開設 ・ 仮設トイレの設置 ・ その他
福島県県中地方振興局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策室との連絡調整 ・ 他市町村との連絡調整
広域市町村組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理の実施
他市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物対策の支援

関係団体等 (清掃業者・建設業者・産業 廃棄物業者等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理業務の実施 ・ し尿収集運搬業務の実施 ・ 家屋の解体 ・ その他
ボ ラ ン テ ィ ア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への応援等
住 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自己のごみ搬出 ・ 市町村への協力

4 情報収集と災害廃棄物処理実行計画の策定

災害発生時には、災害廃棄物対策室は速やかに災害の情報を収集するとともに、発生した災害の種類・規模に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定し、迅速な対応を図るものとする。

5 災害廃棄物排出量の推定

どの程度の災害廃棄物が発生するかをあらかじめ予測することは、仮置き場の設置、災害廃棄物処理実行計画の策定等をするために有効であることから、別添の算出例等を参考にし、ごみの種類別に排出量を推定するものとする。

6 仮置場の選定

がれきや粗大ゴミ等の廃棄物は、通常時の数倍に増加すると見込まれることから、処理施設の処理能力を超過すると考えられる。

このため、災害廃棄物の仮置き場候補地を表―2のとおり選定する。

なお、仮置場は、住民の避難場所及び仮設住宅場所などの確保を最優先に行った後、災害の発生規模に応じて設置するものとする。

表―2 仮置場候補地

No.	地 区 別	所 在 地	面 積 (m ²)
1	旧 町	第1 清掃センター 第2 総合運動公園内	
2	沢 石	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 田畑の休耕地を選定	
3	要 田	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 田畑の休耕地を選定	
4	御 木 沢	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 田畑の休耕地を選定	
5	岩 江	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 田畑の休耕地を選定	
6	中 妻	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 旧桜中学校運動場 第3 田畑の休耕地を選定	
7	中 郷	第1 清掃センター(交通事情による) 第2 旧中郷小中学校跡地	

仮置場への搬入に際しては、できるかぎり次の分別収集・保管を行う。

- ① 木質ごみ(柱・板等)
- ② 金属ごみ(鉄筋・鉄骨・サッシ等)
- ③ コンクリートくず
- ④ 可燃ごみ(紙・畳・布団等)
- ⑤ その他不燃ごみ(瓦・レンガ・ガラス・アスファルト・土砂等)
- ⑥ 廃家電
- ⑦ 混合廃棄物

7 ごみの収集運搬

(1) 方法

- ・ 生活系ごみは、衛生上の観点から、速やかに収集し、処理施設に搬入するものとする。
- ・ がれきや粗大ゴミは、分別収集に努めるものとし、状況に応じて仮置場を利用する。
- ・ 水害により水分を多く含んだ畳等のごみは腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するため、迅速に収集し、処理施設に搬入するものとする。

(2) 体制

平常時の収集運搬体制を基本として、町(委託業者)が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

なお、平常時のごみ収集車両等の一覧表(別紙 3)を毎年作成するものとする。

8 ごみの処理

平常時の処理体制を基本として、町が中間処理・最終処分を行うものとするが、対応が困難な場合は、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

9 適正処理困難物

災害廃棄物のうち、適正処理が困難なものは表―3 のとおりであり、これらの物については、処理が可能な業者に依頼するよう広報するものとする。

なお、災害廃棄物処理事業として国庫補助の対象となる家電リサイクル法の対象物(テレビ・エアコン・洗濯機・冷蔵庫)については、町が分別回収し、家電リサイクル法に基づき製造業者等に引き渡すものとする。

表―3 適正処理困難物

区 分	品 目
1 有害性のあるもの	農薬・殺虫剤・医療系廃棄物・強酸・強アルカリ性物質等
2 危険性のあるもの	ガソリン・シンナー・ガスボンベ・廃油類・火薬等

3 容積・重量・長さが著しく大きいもの	ピアノ・エレクトーン・マットレス・大型農機具・耐火金庫等
4 その他、処理に著しい支障を及ぼすと認められる物	

注1 アスベストを使用した建築物の解体作業の際には、アスベストの飛散防止装置を講ずるよう指導する。

2 カセット式ガスボンベ、スプレー缶は、使い切ってから排出するよう指導する。

3 フロン使用機器については、分別・保管を徹底するよう指導する。

10 し尿排出量の推定

災害による上下水道等のライフラインの機能停止により、し尿処理が困難になることが考えられる。そのため、水洗化の状況や住民数、予測被災者数等からし尿排出量及び必要な仮設トイレ数を推定するものとする。

11 し尿処理

(1) 消毒

被災により機能していない汲み取り便所や浄化槽については、公衆衛生上の観点から、速やかに汲み取り、清掃、周辺の消毒を実施する。

(2) 収集運搬

平常時の収集運搬体制を基本として、許可業者が収集運搬を行うものとするが、対応が困難な場合、下水道処理施設で処理が可能であれば、下水道マンホール投入による下水道施設での処理を行うほか、他市町村、関係業者の協力を要請するものとする。

なお、平常時のし尿収集車両等の一覧表(別紙4)を毎年作成するものとする。

(3) 仮設トイレの設置

し尿処理については、衛生・防疫の観点から、災害発生直後から迅速に収集運搬するとともに、仮設トイレ配置等の対応が必要となる。

一時的に多くの人員を収容する避難所や断水により水洗トイレが使用できなくなった人口密集地などに、迅速に仮設トイレを配置するものとする。

仮設トイレのくみ取りは、原則1日1回実施するものとする。

なお、仮設トイレの機能は、高齢者・障害者等に配慮したものの選定に努めるものとする。

12 広報・相談

災害時においては、ごみやし尿の処理について、住民の混乱により苦情が多発することが想定される。

このため、公共通信媒体(テレビ・ラジオ・新聞等)、防災行政無線、広報車、インターネット、チラシ、張り紙等により、ごみやし尿処理方法等の周知徹底を図り、住民の協力を得るものとする。

なお、相談窓口を早期に開設し、住民対応を図るものとする。

〔 広報内容 〕

(1) ごみ関係

- ア ごみの分別方法
- イ ごみの収集方法
- ウ がれきの処理方法
- エ 仮置場の設置状況
- オ 仮置場に持ち込んではいけないもの
- カ その他

(2) し尿関係

- ア 収集方法
- イ 仮設トイレの設置状況
- ウ 仮設トイレの使用方法
- エ その他

(3) 解体撤去関係

- ア 倒壊建物の撤去方法
- イ その他

(4) 相談窓口及びボランティア窓口

13 資材等の備蓄

災害時に必要となる資材等については、計画的に備蓄するものとする。

14 訓練

災害時において、迅速に対応できるようにするため、毎年関係機関等の連絡先を確認するとともに、災害廃棄物処理実行計画(訓練用)等を策定し、災害想定実地訓練や図上訓練、連絡通報訓練等を実施して災害時の対応を習得するものとする。

15 業務実施マニュアル

災害対策室は、必要に応じて、本計画に基づく業務実施マニュアルを作成するものとする。

別紙 1

災害廃棄物対策関係機関等連絡先一覧表

(H31.2 現在)

関 係 機 関	電 話 番 号	F A X 番 号	備 考
福島県中地方振興局県民環境部環境課	024-935-1502	024-925-9026	
三春町住民課	0247-62-2147	0247-62-5155	
三春町清掃センター(最終処分場)	0247-62-6123	0247-62-6135	
田村西部環境センター(焼却施設)	0247-61-2311	0247-62-2401	
田村地方衛生処理センター(し尿処理施設)	0247-82-1272	0247-82-1428	
三春町企業局(下水道施設)	0247-62-2500	0247-62-2666	
清掃関係事業者(ごみ)			
(有)滝本産業	0247-62-3721	0247-61-7145	
(有)柳沼商店	0247-62-7829		
(合)ワークスハシモト	0247-62-4797		
福島県建設業協会田村支部	0247-62-2729	0247-62-2777	
産業廃棄物業者(収集運搬)			
(有)滝本産業	0247-62-3721	0247-61-7145	
(有)小野寺斧六商店	0247-62-3831	0247-62-3833	

別紙 2

一般廃棄物処理施設一覧表

区 分	施 設 名 称	所 在 地	処 理 能 力
最終処分場	三春町清掃センター	三春町字沼之倉地内	
焼却施設	田村西部環境センター	三春町大字富沢字細内地内	
粗大ゴミ処理施設	三春町清掃センター	三春町字沼之倉地内	
し尿処理施設	し尿処理施設	三春水環境センター	
下水処理施設	三春水環境センター	三春町字大久保地内	
農業集落排水施設	斎藤・過足・下舞木		
その他(保管施設)			

別紙 3

ごみ収集車両等一覧表

(H31.2 現在)

名 称	所 在 地	電 話	台 数	積載量	車 種
(有)滝本産業	貝山字沼倉 215-3	62-3721	6	2t	パッカー車
			1	3t	パッカー車
			2	4t	パッカー車
			1	2t	ゲート車
			1	3t	平ボディトラック
			3	4t	平ボディトラック
			1	4t	ユニック車
			1	4t	グラップ付 アームロール車
			2	4t	アームロール車
(有)柳沼商店	春沢字春沢 1-32	62-7829	3	2t	パッカー車
			1	4t	パッカー車
			1	2t	パネルトラック
			1	1t	パネルトラック
			4	0.35t	軽トラック
(有)小野寺斧六 商店	字八幡町 48	62-3831	1	4t	ダンプ車
			1	4t	アームロール車
			3	2t	平ボディトラック
			2	2.5t	平ボディトラック
			1	0.35t	軽トラック

別紙 4

し尿収集車両等一覧表

(H31.2 現在) [台]

名 称	所 在 地	電 話	台 数	積 載 量
田村地方衛生処理センター	田村市船引町春山地内	82-1272	10	2t
			1	3t
			6	4t
			1	5.5t
			1	7t

別添

災害廃棄物排出量の推定方法の例

- がれき排出量（震災時）
 - ・ 木 造 0.35 トン／㎡ 「福島県地域防災計画」
 - ・ 非木造 1.20 トン／㎡ 「福島県地域防災計画」
 - ・ 震災廃棄物対策指針 「環境省」
- 粗大ゴミ排出量（震災時）
 - ・ 通常の2倍 「東日本大震災時の三春町の実績」
- 生活ごみ排出量
 - ・ 通常時と同等
- 仮設トイレ数（震災時）

必要人数／（60～80） 「千葉県千葉市の処理計画」
- 仮置き場の必要面積（震災時）

面積＝集積量／見かけ比重／積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）

 - ・ 集積量＝災害廃棄物発生量－処理量
 - ・ 処理量＝災害廃棄物発生量／処理期間
 - ・ 見かけ比重：可燃物 0.4(t/m³) 不燃物 1.1(t/m³)
 - ・ 積み上げ高さ：5m 以下が望ましい
 - ・ 作業スペース割合：0.8～1.0

「市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き」

参考

仮設トイレのレンタル事業者

（H31.2 現在）

No.	事業所名	所在地	電話番号
1	アクティオ(株)郡山営業所	郡山市	024-937-5541
2	旭ハウス工業(株)郡山営業所	郡山市	024-963-0117
3	コマツレンタル(株)福島営業所	郡山市	050-3486-5919
4	日野興業(株)郡山営業所	郡山市	024-981-0112
5	レントオール郡山	郡山市	024-941-8188

(4-21-1)

自衛隊派遣関連施設

区 分	所 在 地	名 称	面 積	電 話
宿泊場所	大字貝山字泉沢 100	運動公園談話室		62-6212
車両等の保管場所	//	運動公園駐車場		

(4-31-1)

主なる危険物施設

名 称	設置場所	電 話
パイパスステーション三春	貝山字岩田 59-1	61-2230
(有)中尾商店	担橋 2-1-10	62-3330
(有)山三渡辺商店	字大町 76	62-2012
(有)宗像清商店	字一本松 29	62-3453
(有)さくらサービスステーション	蛇石字谷都 405-2	61-2220
(有)高野商店	八幡町 10	62-2406
(有)影山金物店	八島台 1-5-12	62-2858
清水燃料店	八幡町 73	62-2812
伊藤燃料店	北町 166	62-3021
松井雑貨店	荒町 71	62-2838
マルキ燃料店	渋池 30	62-2023
本田ガス店	荒町 58	62-3851
なかや商店	北町 150	62-2310
クリーンガスタムラ	桜ヶ丘 3-1-2	62-6948

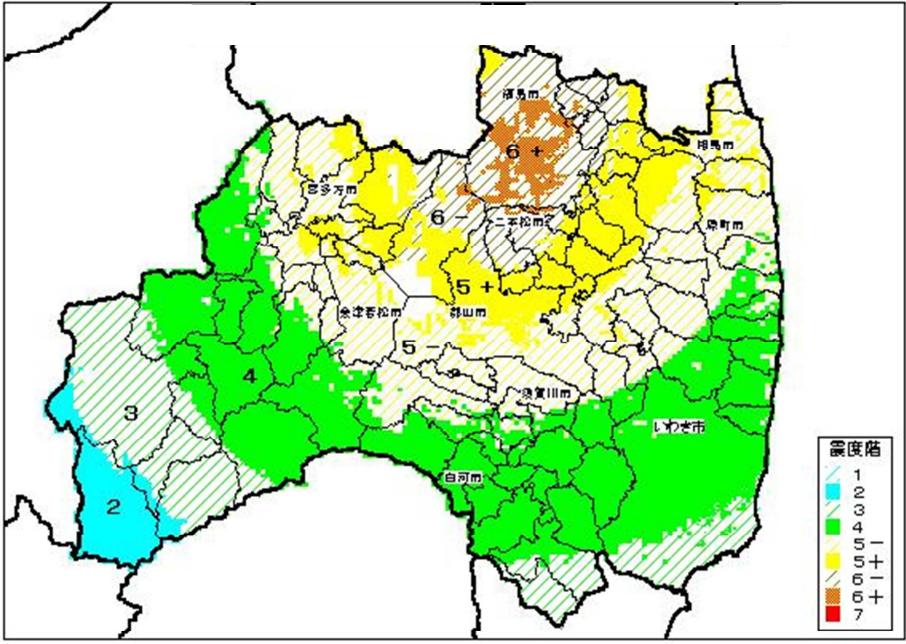
(6-2-2)

福島県地震・津波被害想定調査一覧

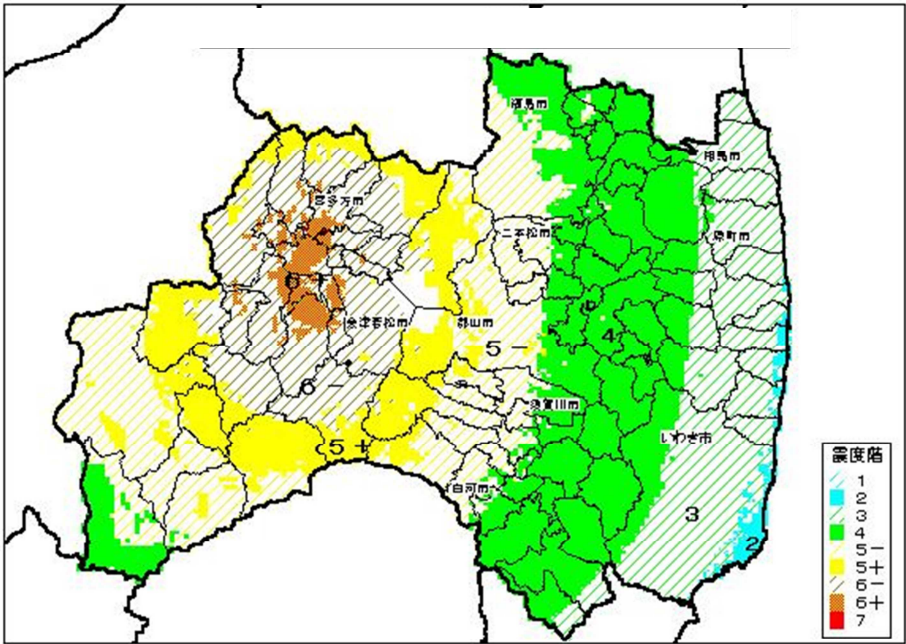
被害想定分野	被 害 想 定 結 果			
	福島盆地西縁断層帯地震	会津盆地西縁断層帯地震	双葉断層地震	福島県沖地震
想定地震	M7.0、幅 5km、深さ 10km	M7.0、幅 5km、深さ 10km	M7.0、幅 5km、深 10km	M7.7、浅部深さ 20km
地震動 (1km メッシュ数)	6強:約 290 メッシュ 6弱:約 1,160 メッシュ 5強:約 1,860 メッシュ	6強:約 300 メッシュ 6弱:約 2,010 メッシュ 5強:約 1,900 メッシュ	6強:約 310 メッシュ 6弱:約 760 メッシュ 5強:約 1,370 メッシュ	6強:0 6弱:約 540 メッシュ 5強:約 2,090 メッシュ
液状化危険度	極めて高い:21 メッシュ	極めて高い:139 メッシュ	極めて高い:91 メッシュ	極めて高い:87 メッシュ
斜面崩壊危険度	危険度A:997 メッシュ	危険度A:1,346 メッシュ	危険度A:586 メッシュ	危険度A:331 メッシュ
津波被害想定	① 福島県沖低角断層(地震被害想定福島県沖地震のモデル)注 ・概ね2～4mの津波高 ・津波による越流は予測されない。 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁での浸水可能性がある。 ② 福島県沖高角断層 注 ・概ね2～6mの津波高			

			・1箇所では越流可能性予測 ・海岸保全施設前面の海浜、港湾、漁港の岸壁の他、越流可能性予測地点の護岸背後地への浸水可能性がある。			
建物被害			木造大破棟:11,306 棟 非木造倒壊棟:497 棟	木造大破棟:11,031 棟 非木造倒壊棟:342 棟	木造大破棟:7,723 棟 非木造倒壊棟:217 棟	木造大破棟:4,733 棟 非木造倒壊棟:158 棟
火 災 災 害 ※消失棟数は、冬の夕方6時、風速14m/s、出火後 30 分の場合			出火数:最大 99 火点 消失棟数:1,604 棟	出火数:最大 97 火点 消失棟数:863 棟	出火数:最大 64 火点 消失棟数:898 棟	出火の可能性は低い
人的被害			死者(夜間): 840 人 死者(昼間): 327 人 負傷(夜間):4,324 人 負傷(昼間):4,343 人 避難者:51,621 人	死者(夜間): 749 人 死者(昼間): 278 人 負傷(夜間):4,604 人 負傷(昼間):4,476 人 避難者:38,366 人	死者(夜間): 553 人 死者(昼間): 203 人 負傷(夜間):2,908 人 負傷(昼間):2,948 人 避難者:28,599 人	死者(夜間): 346 人 死者(昼間): 131 人 負傷(夜間):1,632 人 負傷(昼間):1,661 人 避難者:35,798 人
ラ イ フ ラ イ ン の 被 害	上水道	送水管破損箇所数	43 箇所	50 箇所	62 箇所	31 箇所
		配水管破損箇所数	約 1,400 箇所	約 1,500 箇所	約 1,100 箇所	約 1,300 箇所
		支障需要家数(直後)	約 120,000 件	約 84,000 件	約 80,000 件	約 100,000 件
	下水道	幹線管きよ被害箇所数	24 箇所	13 箇所	81 箇所	722箇所
		枝線管きよ被害箇所数	80 箇所	13 箇所	81 箇所	72 箇所
	電力	電柱被害本数	約 1,000 本 (410 本) ()は支障対象の本数	約 2,500 本 (1,000 本) ()は支障対象の本数	約 3,100 本 (1,220 本) ()は支障対象の本数	約 3,700 本 (1,460 本) ()は支障対象の本数
		架空線被害延長	約 24km (約 10km)	約 58km (約 23km)	約 71km (約 28km)	約 85km (約 34km)
		地下ケーブル被害延長	約 0.21km	約 0.43km	約 0.28km	約 0.57km
		支障需要家数	約 9,500 件	約 7,700 件	約 7,700 件	約 12,000 件
	ガス	中圧管被害箇所数	4 箇所	0 箇所	0 箇所	3 箇所
		低圧管被害箇所数	約 390 箇所	約 450 箇所	約 160 箇所	約 300 箇所
	電話	電柱被害本数	約 1,200 本	約 3,000 本	約 3,500 本	約 4,300 本
		架空線被害延長	約 54km	約 54km	約 63km	約 77km
		地下ケーブル被害延長	約 5.4km	約 19.0km	約 15.0km	約 23.0km
		支障回線数	約 9,300 回線	約 29,000 回線	約 19,000 回線	約 34,000 回線
道路被害箇所数			緊急輸送道路第1次指定路線:20 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:27	緊急輸送道路第1次指定路線:12 緊急輸送道路第2次指定路線:20	緊急輸送道路第1次指定路線:14 緊急輸送道路第2次指定路線:17
鉄道被災区間			JR 東北本線 伊達～南福島 JR 東北本線 松川～杉田 JR 磐越西線 翁島～川桁 阿武隈急行 富野～福島 福島交通飯坂線 飯坂温泉～平野 福島交通飯坂線 泉～福島	JR 只見線 塔寺～会津若松 JR 磐越西線 山都～広田 会津鉄道 南若松～西若松	JR 常磐線 坂元(宮城県)～大野 阿武隈急行 富野～上保原	JR 常磐線 原ノ町～大野 JR 常磐線 夜ノ森～末続 JR 常磐線 久ノ浜～勿来 JR 常磐線 いわき～小川郷

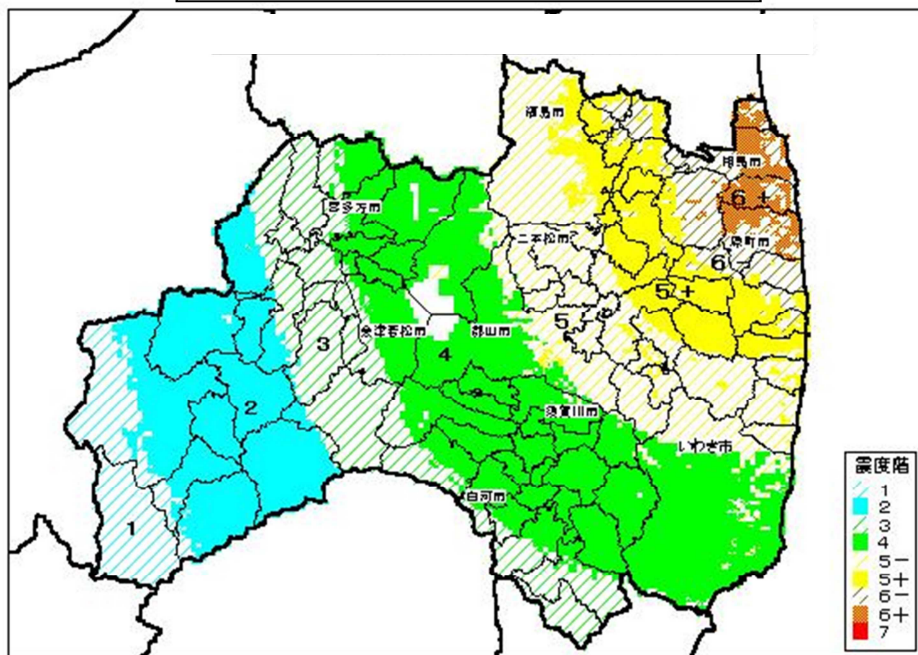
福島盆地西縁断層帯を震源とした震度分布 (M=7)



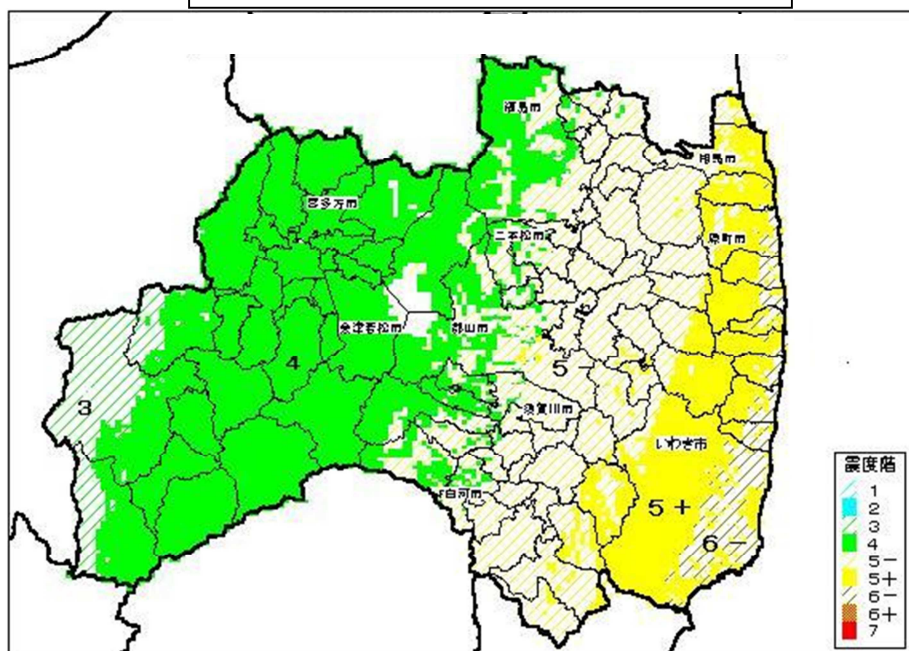
会津盆地西縁断層帯を震源とした震度分布 (M=7)



双葉断層を震源とした震度分布（M=7）



福島県沖を震源とした震度分布（M=7.7）



福島県被災建築物応急危険度判定要綱

第1 目的

この要綱は、福島県内において地震により多くの建築物が被災した場合、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定める「被災建築物応急危険度判定要綱」及び福島県地域防災計画震災対策編に基づき、被災建築物応急危険度判定に関し必要な事項を定めることにより、その的確な実施を確保することを目的とする。

第2 判定の実施

市町村長は、被災建築物応急危険度判定活動を実施する。

知事は、市町村長が実施する判定活動に対して、必要な支援を行う。

第3 判定実施の決定

市町村長は、応急危険度判定活動実施の必要性を判断し、判定活動を実施する場合は、福島県土木部長に通知する。

第4 判定実施本部の設置

市町村長は、判定活動を実施する場合には、管内の適地に応急危険度判定活動実施本部を設置する。

第5 判定対象区域、対象建築物の決定

市町村長は、判定活動を実施する場合には、判定対象区域、対象建築物について決定する。

知事は、市町村における判定対象区域、対象建築物について、必要な助言を行う。

第6 応急危険度判定士等の確保

知事は、市町村長が判定活動を実施する場合には、判定活動に従事する次項の資格者を確保する。

- 一 被災建築物応急危険度判定士
- 二 被災建築物応急危険度判定コーディネーター

第7 応急危険度判定の実施体制

市町村長は、応急危険度判定の実施体制を整備する。

知事は、市町村における応急危険度判定の実施体制について、必要な助言を行う。

第8 他の都道府県等に対する支援要請

知事は、地震規模が大規模である等により必要であると判断する場合には、北海道・東北8道県相互応援に関する協定に基づくほか、国土交通省及び全国被災建築物応急危険度判定協議会に対し支援を要請する。

第9 判定の方法

市町村長は、応急危険度判定の方法等について、必要な事項をあらかじめ定める。

知事は各市町村における応急危険度判定の方法等について、必要な助言を行う。

第10 応急危険度判定士等の養成、登録

知事は、判定活動に従事する次項の資格者を養成し、登録する。

- 一 被災建築物応急危険度判定士
- 二 被災建築物応急危険度判定コーディネーター

第11 判定用資機材の調達、備蓄

知事及び市町村長は、判定活動に必要な判定用資機材の調達及び備蓄に務める。

(6-5-2)

建築物応急危険度判定結果表

応急危険度判定結果			
調 査 済			
INSPECTED			
◆この建築物の被災の程度は小さいと考えられます			
◆建築物は使用可能です			
建築物名称			
注記：			
整理番号			
判定日時	月	日	午前・午後 時現在
三春町災害対策本部 電話 ー			

注：用紙の色は、緑色とする

応急危険度判定結果			
危 険			
UNSAFE			
◆この建築物に立ち入ることは危険です			
◆立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にして下さい			
建築物名称			
注記：			
整理番号			
判定日時	月	日	午前・午後 時現在
三春町災害対策本部 電話 ー			

注：用紙の色は、赤色とする

応急危険度判定結果			
要 注 意			
LIMITED ENTRY			
◆この建築物に立ち入る場合は十分に注意して下さい			
◆応急的に補強する場合は専門家にご相談下さい			
建築物名称			
注記：			
整理番号			
判定日時	月	日	午前・午後 時現在
三春町災害対策本部 電話 ー			

注：用紙の色は、黄色とする

付 属 資 料

三春町防災会議条例

（目 的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、三春町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- ① 三春町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- ② 三春町水防計画を審議すること。
- ③ 町の区域にかかる災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ④ 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命又は委嘱し、その定数は40名以内とする。
 - ① 指定地方行政機関の職員
 - ② 福島県知事の部内の職員
 - ③ 福島県警察の警察官
 - ④ 町の職員
 - ⑤ 町教育長
 - ⑥ 町消防団長及び郡山地方広域消防組合の消防職員
 - ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
 - ⑧ 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者
- 6 第5項第7号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、地方行政機関の職員、福島県の職員、三春町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 50 年 6 月 14 日条例第 23 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 16 日条例第 10 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 17 日条例第 4 号）
この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）
この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 22 日条例第 36 号）
この条例は、公布の日から施行する。

三春町災害対策本部条例

（目 的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、三春町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組 織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（雑 則）

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三春町災害対策本部規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、三春町災害対策本部条例（昭和37年三春町条例第23号）第4条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、三春町災害対策本部（以下「本部」という。）に
関して必要な事項を定めることを目的とする。

(災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員)

第2条 災害対策副本部長は、三春町副町長をもって充てる。

2 災害対策本部員は、次の(1)から(5)までに掲げる者をもって充てる。

(1) 各課室の長

(2) 教育委員会の課長

(3) 議会事務局長

(4) 農業委員会事務局長

(5) 企業局長

3 町長は、必要があると認めるときは、前項第1号から第5号までに掲げる者のほか、随時
適当と認める者を災害対策本部員として任命することがある。

(本部の組織)

第3条 本部に、別表1に定める部及び班を置く。

2 部長、班長及び班員は、別表1に定める者をもって充てる。

(部及び班の事務分掌)

第4条 部及び班の事務分掌は、別表2に定めるとおりとする。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和45年12月24日告示第102号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和50年6月14日告示第53号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和51年9月21日告示第60号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和54年12月25日告示第45号）

この規程は、告示の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日告示第1号）

この規程は、告示の日から施行する。

別表1，2（省略）

三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 町長は、災害復旧の円滑化を図るため、災害によって住宅等の全部又は一部に被害を受けた者が住宅等災害復旧資金を金融機関から借り入れた場合において、当該住宅等災害復旧資金に係る利子の全部又は一部に相当する額(以下「利子補給金」という。)を交付するものとし、利子補給金の交付については、三春町補助金等交付規則(平成 17 年規則第 5 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、地震その他の町内で発生した異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 被災世帯 町内に住所を有し、及び居住する者で構成する世帯で、災害を受けたものをいう。
- (3) 被災住宅 被災世帯を構成する者のいずれかが所有し、かつ、被災世帯が居住していた住宅で、災害により被害を受けたものをいう。
- (4) 被災宅地 被災住宅の復旧に係る宅地をいう。
- (5) 住宅等災害復旧資金 被災住宅の改築、修理又はかさ上げ、被災宅地の土留め、擁壁の敷設若しくは修理又は盛土その他の被災住宅又は被災宅地の復旧工事の費用に充てるため、金融機関から借り入れる資金をいう。
- (6) 金融機関 町長が別に指定する金融機関をいう。

(利子補給金の交付対象となる者)

第 3 条 利子補給金の交付を受けることができる者は、被災世帯の世帯主(以下「被災者」という。)で、被災者又は世帯員(被災者が属する被災世帯の他の構成員をいう。以下同じ。)のいずれかが金融機関から住宅等災害復旧資金を借り入れている者(以下「借入者」という。)とする。

(利子補給金の交付対象となる借入額)

第 4 条 利子補給金の交付の対象となる住宅等災害復旧資金の借入額(以下「利子補給対象借入額」という。)は、300 万円を限度とする。

(利子補給金の交付額等)

第 5 条 利子補給金の交付額は、利子補給対象借入額の償還に係る利子に相当する額とし、利子補給対象借入額に借り入れた住宅等災害復旧資金の償還期間(次条の利子補給金の交付期間中に限る。)を乗じて得た額に年 3%の割合を乗じて得た額を限度とする。この場合において、利子補給金の交付額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 利子補給金の交付は、年 2 回行うものとし、4 月分から 9 月分までは 10 月に、10 月分から翌年の 3 月分までは翌年の 4 月に行うものとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(利子補給金の交付期間)

第 6 条 利子補給金の交付期間は、住宅等災害復旧資金を借り入れた日から 5 年以内とする。

(利子補給金の交付の申請等)

第 7 条 利子補給金の交付を受けようとする被災者は、三春町住宅等災害復旧資

金利子補給金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) り災証明書
- (2) 金融機関から住宅等災害復旧資金を借り入れたことを証する書類
- (3) 被災住宅又は被災宅地の復旧に係る費用が記載された契約書又は見積書
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の申請期間は、被災した日から 1 年以内とする。ただし、町長が認めた場合はこの限りでない。

(利子補給金の交付の決定等)

第 8 条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、利子補給金の交付の可否を決定したときは、その旨を三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により当該申請をした被災者(以下「申請者」という。)に通知する。

(利子補給金の交付の請求等)

第 9 条 前条の規定による利子補給金の交付の決定の通知を受けた申請者(以下「受給者」という。)は、町長が指定する日までに住宅等災害復旧資金利子補給金交付請求書(様式第 3 号)に住宅等災害復旧資金の償還状況を示す書類等を添えて町長に利子補給金の交付を請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、受給者に利子補給金を交付するものとする。

(受給者の報告義務等)

第 10 条 受給者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにその旨又は理由を付した文書を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入者が利子補給対象借入額に係る繰上償還を行ったとき又は割賦償還を行わなかったとき。
- (2) 受給者又は借入者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 利子補給金の交付の決定に係る被災住宅(以下「対象住宅」という。)又は被災宅地(以下「対象宅地」という。)の所有権を移転したとき。
- (4) 対象住宅又は対象宅地の復旧工事が完了したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が受給者の実情を把握するため必要な報告を求めたとき。

2 受給者又は借入者が利子補給金の交付が終了する前に死亡したときは、世帯員又は受給者は、速やかにその旨を付した文書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、利子補給金の交付に関して必要があると認めるときは、申請者及び受給者が住宅等災害復旧資金を借り入れた金融機関に対し必要な事項の報告を求め、又は帳簿、書類その他必要な物件の調査をすることができる。

(利子補給金の交付決定の変更等)

第 11 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該利子補給対象借入額に係る利子補給金の交付決定の変更を行うものとする。

- (1) 受給者が利子補給対象借入額の全額を繰上償還したとき。
- (2) 受給者が利子補給対象借入額の一部を繰上償還し、当該利子補給対象借入額に係る償還期間、償還利率又は利子の総額に変更が生じたとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、利子補給金の交付決定の内容を変更する必要があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により、利子補給金の交付決定の変更を行うときは、三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付変更決定通知書(様式第 4 号)により受給

者に通知する。

(利子補給金の交付の停止)

第 12 条 町長は、受給者が利子補給対象借入額に係る償還を延滞していることが判明したときは、当該利子補給対象借入額に係る利子補給金の交付を停止することができるものとする。

(利子補給金の打ち切り等)

第 13 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付を打ち切ることができるものとする。

(1) 対象住宅又は対象宅地の所有権を被災世帯を構成する者以外の者に移転したとき。

(2) 対象住宅を被災世帯の居住の用に供しなくなったとき。

(3) 受給者が死亡したとき。ただし、受給者の地位の承継があったときを除く。

(4) 受給者が正当な理由なく利子補給金の請求を行わなかったとき。

(5) 受給者が第 10 条に規定する報告を正当な理由なく、当該報告の対象となる事実の発生した日から 1 か月以上怠ったとき。

(6) 借入者が利子補給対象借入額に係る償還を定められた日から 6 か月以上行わなかったとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、利子補給金の交付を打ち切る必要があると認めたとき。

(利子補給金の交付の決定の取消し等)

第 14 条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 住宅等災害復旧資金を目的外に使用したとき。

(2) 被災住宅又は被災宅地の復旧工事を中止したとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、利子補給金の交付が不適當であると認められるとき。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 三春町個人宅地等災害復旧借入金利子補給金交付要綱（平成 14 年告示第 41 号）は、廃止する。

様式第 1 号(第 7 条関係)

年 月 日

(申請先)三春町長

(申請者) 住所

電話番号

氏名

印

三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付申請書

住宅等災害復旧資金に係る利子補給金の交付を受けたいので、三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要項第 7 条の規定に基づき次のとおり申請します。

なお、町長が私の住宅等災害復旧資金に係る償還の状況、借入残高その他の利子補給金の交付に必要な事項について当該資金を借り入れた金融機関に対し報告を求め、又は調査することに同意するとともに、利子補給金の交付決定を受けた場合は、三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要項の規定に従います。また、利子補給金の交付決定を受けた後に申請内容に変更があった場合は、直ちに届け出ます。

借入者	氏名			
	住所			
借入者の収入	円			
工事の概要				
復旧費用	総額	円	その他の資金	円
	自己資金	円	利子補給対象借入額	円
借入条件等	借入日	年 月 日	借入金額	円
	償還年数	年	償還方法	
	償還利率	年 %	償還回数	回
	利子総額	円	利子償還の開始日	年 月 日
資金を借り入れた金融機関				
備考				

様式第 2 号(第 8 条関係)

第 号

年 月 日

様

三春町長

印

三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付決定(却下)通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった住宅等災害復旧資金に係る利子補給金の交付について、三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要項第 8 条の規定に基づき次のとおり決定したので通知します。

利子補給金の交付の可否	交付する・交付しない	
利子補給金を交付しない理由		
利子補給対象借入額	円	
利子補給金総額	円	
利子補給金の交付期間	年 月 ～ 年 月	
利子補給金の交付回数及び交付時期	交付回数	年 回
	交付時期	
資金を借り入れた金融機関		

注意

- 1 復旧費用や借入条件等その他の申請内容に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 2 上記 1 の変更があったときは、この決定を変更し、又は取り消すことがあります。

様式第 3 号(第 9 条関係)

年 月 日

(請求先)三春町長

請求者(受給者) 住所

電話番号

氏名

印

三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付請求書

住宅等災害復旧資金に係る利子補給金の交付を三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要項第 9 条の規定に基づき次のとおり請求します。

利子補給金の交付の請求に係る期間	年 月分 ~ 年 月分	
上記期間に係る償還額	円	
上記償還額のうち利子に相当する額	円	
上記期間に係る利子補給金の請求額	円	
利子補給金振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	
	口座名義人	
	口座番号	

注意 上記期間に係る利子補給金の請求に係る償還額及び利子に相当する額を証する金融機関発行の書類を添付してください。

第 号

年 月 日

様

三春町長

印

三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付変更決定通知書

年 月 日付け 第 号で決定した住宅等災害復旧資金に係る利子補給金の交付については、三春町住宅等災害復旧資金利子補給金交付要項第 11 条の規定に基づき次のとおり変更して決定したので通知します。

利子補給対象借入額			円
利子補給金総額			円
変更決定前に交付した利子補給金の合計額			
変更決定後に交付する利子補給金の合計額			
変更決定後の利子補給金の交付期間	年 月 ～ 年 月		
変更決定後の利子補給金の交付回数及び交付時期	交付回数	年 回	
	交付時期		
資金を借り入れた金融機関名			

注意

- 1 復旧費用や借入条件等その他の申請内容(今回の変更決定に係るものを除く。)に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- 2 上記 1 の変更があったときは、この決定を変更し、又は取り消すことがあります。

災害相互応援協定書（郡山地方広域消防組合構成市町）

災害対策基本法（昭和37年法律第68号）第67条の規定に基づき、郡山市、田村市、三春町及び小野町（以下「協定市町」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町（以下、「被災市町」という。）の応援要請にこたえ、他の協定市町が被災市町の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請しようとする被災市町（以下「応援要請市町」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、第6条に定める連絡担当部課を通じて、電話又は電信等により、他の協定市町に応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、極力これに応じ、応援活動に務めるものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、協定市町の区域において激甚な災害が発生したことが明らかな場合は、協定市町は、自らの判断により自主応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援活動に要した経費は、応援要請市町の負担とする。ただし、被害状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援要請市町と応援市町が当該経費負担について協議して決定する。

（災害補償及び損害賠償）

第5条 応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、若しくは障害の状態になり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市町の負担とする。

（連絡担当部課）

第6条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を交換するものとする。

（資料の交換）

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第8条 この協定の締結に関し定めのない事項については、協定市町が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第9条 この協定は、平成17年6月16日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書を4通作成し、協定市町それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年6月16日

郡山市長	原	正 夫
田村市長	富 塚	宥 暲
三春町長	鈴 木	義 孝
小野町長	穴 戸	良 三

災害相互応援に関する協定書

福島県三春町と岩手県一関市との間に、災害時における災害応急活動の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第 1 条 この協定は、大規模な災害が発生または発生するおそれがある場合において、協定市町が相互に人的物的支援を行い、その応急活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第 2 条 この協定において、災害とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 項に規定する災害をいう。

（応援の種類）

第 3 条 この協定に基づく応援、協力の種類は、次の各号に掲げるものとし、相互に過剰な負担とならない範囲で行うものとする。

- （1） 食料、飲料水その他救援物資の提供
- （2） 被災者救護及び応急復旧にかかる職員の派遣
- （3） その他応急対策活動に必要な応援

（協 議）

第 4 条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本署 2 通を作成し、各市町がそれぞれ 1 通を保管する。

平成 8 年 8 月 2 日

三春町長	伊 藤	寛	印
一関市長	佐々木	一 朗	印

災害時における相互応援に関する要綱（磐越自動車道沿線都市交流会議）

（趣旨）

第1条 この要綱は、磐越自動車道沿線都市交流会議の加盟団体（以下「加盟団体」という。）の区域内に災害が発生し、当該加盟団体で十分な救援等の応急措置ができない場合における加盟団体の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（災害応援団体）

第2条 災害応援団体は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる加盟団体とする。

（連絡体制）

第3条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当課等を定めるものとする。

（連絡）

第4条 加盟団体は、当該加盟団体の区域内に災害が発生したときは、速やかに会長又は副会長に連絡するものとする。

（応援の種類）

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食糧、飲料水、生活必需品、資機材等の提供
- （2）救援及び救出活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）その他応急対策に必要な措置

（応援要請の手続）

第6条 応援を受けようとする加盟団体は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までの応援に要する品名、規格、数量等
- （3）前条第4号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の種類及び人員
- （4）応援を受ける場所及びその経路
- （5）応援を受ける期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

（自主応援）

第7条 加盟団体は、状況判断の上、応援要請がない場合でも、自主的に応援をすることができるものとする。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次のとおりとする。

- （1）自主応援に要する経費は、応援する加盟団体が負担するものとする。

(2) 職員の派遣に要する経費は、応援を受ける加盟団体が原則として負担する。ただし、応援を受ける加盟団体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、この限りでない。

(3) 前号に掲げるもののほか、応援に要する経費は、応援を受ける加盟団体が負担する。

(災害補償等)

第9条 応援活動に従事した職員がその活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは傷害の状態となった場合における本人又はその遺族に対する補償は、応援する加盟団体が行うものとする。

2 応援活動に従事した職員が業務上第三者に損害を与えたときは、応援を受ける加盟団短がその賠償の責めを負う。ただし、応援を受ける加盟団体の長の指揮下に入る前又は、解散命令を受けた後に与えた損害については、この限りでない。

(情報等の交換)

第10条 加盟団体は、この要綱に基づく相互応援が円滑に行われるよう必要な情報等を相互に交換するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めのない事項及び実施に関して必要な事項は、加盟団体がその都度協議して定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成10年5月21日から施行する。

別表（第2条関係）

災 害 応 援 団 体

自治体名	新潟市、五泉市、阿賀野市、阿賀町、会津町、喜多方市、会津美里町、会津坂下町、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、郡山市、三春町、田村市、小野町、いわき市
商工会議所・商工会名	新潟商工会議所、新津商工会議所、亀田商工会、横越商工会、五泉商工会議所、安田商工会、津川商工会、鹿瀬商工会、上川商工会、三川商工会、西会津町商工会、会津坂下町商工会、新鶴商工会、会津若松商工会議所、北会津商工会、河東町商工会、磐梯町商工会、猪苗代町商工会、郡山商工会議所、三春町商工会、船引町商工会、大越町商工会、小野町商工会、いわき商工会議所

災害時における相互応援協定書（いわき市、田村市、田村郡）

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、田

村市、三春町及び小野町（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （4）消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5）ボランティアの斡旋
- （6）児童生徒の受入れ
- （7）被災者に対する住宅の斡旋
- （8）前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第3条 災害の発生により関係市町の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた関係市町は、当該応援の要請に応ずるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町は、当該経費を一時支弁するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町に連絡責任

者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町の消防防災事務を担当する課長とする。

（災害対策連絡会議の設置）

第7条 関係市町は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

（他の協定との関係）

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び相互応援に関する協定を排除するものではない。

（雑則）

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、この協定書を8通作成し、関係市町長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年6月1日

いわき市長	四 家	啓 助
田村市長	富 塚	宥 暲
三春町長	鈴 木	義 孝
小野町長	穴 戸	良 三

三春ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定書

国土交通省東北地方整備局三春ダム管理所（以下、「甲」という。）と三春町長（以下、「乙」という。）は、乙が大滝根川周辺の住民に対して、甲所管の放流警報設備、河川情報表示設備等河川管理施設（以下「警報設備等」という。）により、乙が行うべき災害情報等の伝達を甲に要請することに関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 本協定書は、洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、乙が住民に対して行う災害情報等の提供にあたり、甲所管の警報設備等を利用し、甲が乙に代わって災害情報等の伝達支援を行うことを目的とするものである。

（伝達する情報の内容）

第2条 甲が乙に代わって住民に情報伝達する情報内容は、三春町内における災害情報伝達及び緊急避難の必要がある場合の避難支援情報等の伝達提供とする。

（費用負担）

第3条 費用負担については、原則として次のとおりとする。

- （1）洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合において、乙が行う住民等への緊急情報の伝達提供にあたり、乙を支援することを目的とすることに鑑み、伝達に係わる費用は甲の負担とする。
- （2）伝達に関わり乙が情報の受信等を図る場合、乙が必要とする新たな通信回線に関する工事及びその回線使用料等の費用については、乙が負担する。

（伝達方法）

第4条 乙が住民に情報伝達するために、甲への支援の要請を求めることができる施設及び伝達方法は次のとおりとする。

- （1）甲が設置している放流警報スピーカー設備を用いた音声放送
- （2）甲が設置している河川情報表示設備を用いた電光表示情報

2 上記の設備について内容及び伝達の方法は、甲及び乙にて事前に調整するものとする。

（警報設備等の配置）

第5条 警報設備等の所在は別表一1のとおりとし、配置は別図一1に示すとおりとする。

（警報設備等利用の制限）

第6条 甲がダム放流等により警報設備等を利用しているときは、乙は警報設備等を利用した伝達提供はできない。ただし、住民の危機に関わるような緊急を要する情報については、この限りではない。

2 乙の要請により回転灯の作動を継続させているときに、甲がダム放流等で警報設備等を使用する必要があると判断した場合は、甲が回転灯を停止することができる。

3 乙は、原則として洪水等が発生する恐れがある場合又は発生した場合以外には、警報設備

等を使用できない。

（情報伝達の責任）

第7条 乙の要請により甲が実施する警報設備等を使用した情報伝達提供は、乙が実施する警戒避難等に関する情報伝達の多様な手段の一つであり、情報伝達に係る責任を甲が有するものではないものとする。

2 この協定に基く警報設備等の利用が要因となって第三者に損害を与えた場合は、一切の責務を乙が負うものとする。

（疑義の解決）

第8条 本協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

（有効期限）

第9条 本協定書は、締結の日から適用し、甲と乙のいずれからも改案及び廃止等の意思表示がない場合は、継続されるものとする。

（実施要領）

第10条 本協定の実施のため、必要な手続きについては、甲と乙が協議のうえ、実施要領を別途定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各1つを補修するものとする。

平成19年10月22日

甲 国土交通省東北地方整備局

三春ダム管理所長

矢 沢 賢 一

乙 三春町長

鈴 木 義 孝

災害発生時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と三春町内郵便局（以下「乙」という。なお、郵便局一覧は別紙のとおり。）は、三春町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互の協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、三春町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意のうえで作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（注）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（注）避難者情報確認シート（避難先届）及び転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 三春町総務課長

乙 日本郵便株式会社 三春郵便局総務部 課長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年3月1日から平成28年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

第10条 平成9年10月1日に締結した「災害発生時における三春町内郵便局、三春町間の協力に関する覚書」はこの覚書の締結により終了する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月1日

甲 三春町

代表 田村郡三春町字大町1番地の2

三春町長 鈴木 義孝 印

乙 三春町内郵便局

代表 田村郡三春町字大町3番地

日本郵便株式会社 三春郵便局長 齋藤 信一 印

郵便局一覧

郵便局名	住所
三春郵便局	福島県田村郡三春町字大町 3
三春八幡町郵便局	福島県田村郡三春町字中町 4 8
中妻郵便局	福島県田村郡三春町斎藤字斎藤 4
三春駅前郵便局	福島県田村郡三春町担橋二丁目 1 - 2 5

災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と福島県石油業協同組合田村支部（以下「乙」という。）は、災害時における生活必需物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時（地震、風水害、その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合をいう）に、甲と乙が協力して町民生活の安定を図るため、生活必需物資の供給協力等に関する事項について定めるものとする。

（生活必需物資の供給協力要請）

第2条 災害時において甲が生活必需物資を必要とするときは、乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（生活必需物資の供給協力実施）

第3条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（生活必需物資の種類）

第4条 供給を受ける生活必需物資は次のものとする。

- 1 石油製品
- 2 その他甲が指定する生活物資（飲料水、食料等）

（生活必需物資の供給協力要請方法）

第5条 甲の乙に対する生活必需物資の要請は文書をもって行うものとする。ただし緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（生活必需物資の運搬）

第6条 生活必需物資の運搬は、甲、乙協議のもとにそれぞれの運搬協力体制をとるものとする。

（費用）

第7条 乙が供給した商品の対価および乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

（連絡担当部署）

第8条 甲及び乙は、あらかじめ協定に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したとき、または発生のおそれがある場合に速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

（協議）

第9条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、定期的に協議をおこなうものとする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通保有する。

平成 21 年 12 月 1 日

甲 福島県田村郡三春町字大町 1 番地 2

三春町長 鈴木 義孝

乙 福島県田村市滝根町神俣字一ノ坪 1 18 番地

福島県石油業協同組合田村支部

支部長 郡司 重光

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン郡山営業所（以下「乙」という。）とは、第1条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第2条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、以下各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、住民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、三春町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、三春町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

- (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
- (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。但し、当該有効期間

満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、
本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意を
もって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を
保有する。

平成28年11月15日

甲 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

三春町長

乙 福島県郡山市桑野5丁目4番10号 小沼ビル103号室

株式会社ゼンリン郡山営業所

所 長

災害時におけるLP ガス等の供給協力に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と福島県LP ガス協会郡山支部三春方部会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害等が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）におけるLP ガス及びガス器具等（以下LP ガス等）という。）の供給又は設置（以下「供給」という。）及び二次災害等の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲が災害対策本部を設置した時、迅速かつ円滑な応急対策を行うため、乙によるLP ガス等の供給を優先的に受けることにより、住民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時における避難所の開設に伴い、LP ガス等の供給が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を口頭又は電話等で要請するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の要請を受けた時は、乙の営業に支障のない範囲において優先的かつ速やかに、甲にLP ガス等の供給を行うものとする。

（協力の内容）

第4条 LP ガス等は、原則として甲が指定する場所（以下「供給場所」という。）に供給するものとする。

2 LP ガス等の供給の際は、供給場所において甲の職員又は甲の指定するものが供給の確認を行い受領するものとする。

3 乙は、早急な供給に協力できるよう、あらかじめ供給業者を定め、甲に報告するものとし、当該供給業者に変更が生じた場合には、その都度甲に報告するものとする。

4 甲は、乙が供給場所にLP ガス等を運搬する車両及び二次災害等を防止するための保安点検車両を災害派遣等従事車両又は緊急車両として通行できるよう配慮するものとする。

5 前項の規定は、甲乙協議の上定めるものとする。

（経費の負担）

第5条 乙がLP ガス等の供給に要した経費については、甲が負担するものとする。なお、甲が負担するLP ガス等の供給の経費については災害の発生した直前のLP ガス等の供給価格を基準に甲乙協議の上定めるものとする。

(緊急連絡先の報告等)

第6条 甲と乙は、この協定に関する連絡担当部署を定め、災害時に速やかに相互に連絡するとともに、変更があった場合は直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第7条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(効力)

第8条 この協定は、締結の日より効力を有するものとし、甲または、乙が文書を持って協定の終了を通知しないかぎり、その効力を有するものとする。

この協定の成立の証するため、本書2通を作成し、甲乙は、それぞれ記名押印し各自1通を保有するものとする。

平成28年3月1日

甲 住 所 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

名 称 三春町

代表者 三春町長 鈴木 義孝

乙 住 所 福島県田村郡三春町大字実沢字屋戸89

名 称 福島県LPガス協会郡山支部三春方部会

代表者 方部長 佐久間 島徳

災害時における緊急輸送及び物資拠点の運営等に関する協定書

三春町（以下「町」という。）とヤマト運輸株式会社福島主管支店（以下「ヤマト運輸」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において救援物資等の受入れ、仕分け、保管、管理及び出庫（以下「物資拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、ヤマト運輸が町に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援の協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることにより、町民の生活の安定を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 町は、ヤマト運輸に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、ヤマト運輸は、町の要請に基づき可能な限り、対応するよう努めるものとする。

- (1) 町が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- (2) 町が管理する物資拠点から避難所への配送
- (3) 町が管理する物資拠点の運営等
- (4) 第1号又は第2号の規定による避難所への配送において、ヤマト運輸の管理する物資拠点における救援物資の一時保管
- (5) 前各号に掲げるもののほか、双方がこの協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による町の要請は、必要事項を明示して、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭または電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任）

第4条 町及びヤマト運輸は、この協定に係る連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。また、その内容に変更が生じた場合、速やかに相手方に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用の負担については、双方協議して決定するものとする。また、負担することとされた費用は、災害発生時による混乱が沈静化した後、

速やかに相手方に支払うものとする。

（情報の交換）

第6条 町及びヤマト運輸は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

（免除）

第7条 ヤマト運輸が被災した場合は、双方協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定締結から効力を有するものとし、町又はヤマト運輸が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第9条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、その都度、双方協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成28年2月5日

福島県田村郡三春町字大町1番地の2
三春町長 鈴木 義孝

郡山市日和田町高倉字古川4-8
ヤマト運輸株式会社福島主管支店
主管支店長 木村 祐一

災害応急対策活動における相互応援に関する協定書

福島県三春町と愛知県愛西市は、災害時における相互の応援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、福島県三春町及び愛知県愛西市のいずれかの区域内で地震等の大規模な災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急復旧活動が実施できない場合の相互の応援協力、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 応急、復旧活動の実施に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、資機材、物資搬送等並びに施設の応急復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を要請する被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、応援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量
- (4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援の要請を受けた市町は、当該応援の要請に対し、応援を行うことができない正当な理由がない限り、応ずるものとする。

2 災害発生後、被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡がとれない場合は、応援を実施しようとする市町は、被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めたときは、前条の要請を受けることなく自主的に職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

3 第2条第1号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 第2条に規定する応援に要した経費負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、原則として応援を実施する市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、物資の調査等その他応援に要する経費は原則として被災市町が負担するものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

（災害補償等）

第6条 第2条第1号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動中に第三者に対して、損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

（平時の連携）

第7条 災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時における連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。

- (1) 定期的な情報交換及び職員間の交流等の実施
- (2) 相互の災害経験から得た教訓を踏まえた情報共有
- (3) 担当部局及び緊急連絡先の確認

（その他）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、各市町が協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、各市町の首長の署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成29年10月2日

福島県三春町

三 春 町 長 鈴 木 義 孝 ㊟

愛知県愛西市

愛 西 市 長 日 永 貴 章 ㊟

災害応急対策活動における相互応援に関する協定

福島県三春町と愛知県尾張旭市は、災害応急対策活動における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条第1項の規定に基づき、福島県三春町及び愛知県尾張旭市のいずれかで地震等の大規模な災害（法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急対策活動及び復旧活動が実施できない場合の相互の応援協力及び、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 応急対策活動及び復旧活動の実施に必要な職員の派遣
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、資機材、物資搬送等並びに施設の応急対策活動及び復旧活動等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) ボランティアのあっせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請する被災市町は、次に掲げる事項を明らかにし、応援要請書（別記様式）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請した後、速やかに応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物

資等の品名及び数量

(4) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況

(5) 応援の期間

(6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ、応援活動に努めるものとする。

2 災害発生後、被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡がとれない場合は、応援を実施しようとする市町は被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めたときは、前条の要請を受けることなく自主的に職員を派遣し、被災市町の情報収集を行うとともに、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施することができるものとする。

3 第2条第1号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

(応援経費の負担)

第5条 第2条に規定する応援に要した経費負担は、法令その他特別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、原則として応援を実施する市町が負担するものとする。

(2) 前号に掲げるもののほか、物資の調査等その他応援に要する経費は原則として被災市町が負担するものとする。

2 前項の費用負担の具体的な内容は、本協定の趣旨を踏まえ、被災の程度、応援の実態を考慮し、その都度協議して定めるものとする。

(災害補償等)

第6条 第2条第1号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動中に第三者に対して損害を与えた場合は、応援を実施しようとする市町から被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(平時の連携)

第7条 災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時

における連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。

- (1) 定期的な情報交換及び職員間の交流等の実施
- (2) 相互の災害経験から得た教訓を踏まえた情報共有
- (3) 担当部局及び緊急連絡先の確認

(期間)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とし、有効期間の満了日までに更新に関する協議を行うものとする。

(協定の解約)

第9条 本協定を継続できない事情が発生したときは、両者協議の上協定を解約することができるものとする。

(協定の変更)

第10条 本協定の内容に変更が生じた場合は、変更が生じた者が相手方に速やかに連絡をして変更に係る協議をし、必要な手続を行うものとする。

(その他)

第11条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、両者署名の上、各1通を保有するものとする。

平成29年10月 2日

福島県三春町

三春町長 鈴木 義孝

愛知県尾張旭市

尾張旭市長 水野 義則

別記様式（第3条関係）

応 援 要 請 書

年 月 日

殿

市町長

災害応急対策活動における相互応援に関する協定第3条に基づき、応援を要
請します。

被害状況（災害内容）					
応 援 種 別	生活物資	食糧等・飲料水・生活必需品	担当部署		
	資機材等	救出・医療・防疫・車両	担当者名		
	人的応援	職員派遣・ボランティアあっせん	電話番号		
	その他	（ ）	FAX番号		
応援の具体的内容		数量 (職員の職種 及び人員)	応援（搬入）場所、 応援場所への経路及 び現場付近の状況	応援期間	備考

災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

三春町（以下「町」という。）と三春電設協議会（以下「乙」という。）は、三春町内における災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1 町内における災害発生時に、公共施設等における電気設備等の復旧を図るとともに、電気に係る事故から町民を守り、もって安心して安全な町民生活を確保することを目的とする。

この協定は、甲の町域内において災害が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（推進事項）

第2 乙及び乙の加入事業者は、災害発生時に甲の要請に応じ、次の事項の推進に努めるものとする。

- (1) 公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に努めること。
- (2) 復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- (3) その他災害発生時における復旧に関すること。

（情報の提供）

第3 甲は乙に対し、災害の発生状況、町民の要望その他災害の復旧に関する情報の提供に努めるものとする。

（守秘義務）

第4 乙はこの協定の締結又は協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（協定の期間）

第5 この協定は、締結の日から通用する。

（雑則）

第6 この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙で協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年6月28日

(甲) 三春町長

鈴木 義孝

(乙) 三春電設協議会長

大内 富雄

災害時の医療救護活動についての協定書

三春町（以下「甲」という。）と田村薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に対して次に掲げる活動を行うための薬剤師の派遣を要請するものとする。

- （１）救護所等における傷病者等に対する調剤・薬剤交付・服薬指導
- （２）医薬品等の集積場所及び救護所等における医薬品等の管理
- （３）その他状況に応じた必要な措置

（要請手続）

第3条 前条の規定による要請は、原則として文書をもって行うこととする。ただし、災害の状況により緊急を要すると判断した場合は、口頭をもって行うことができる。

（薬剤師の派遣）

第4条 乙は、前2条の規定により要請を受けた場合は、原則として直ちに薬剤師班を編成し派遣するものとする。また、必要に応じ、医療救護班の一員として救護所等に薬剤師を派遣することができるものとする。

（救護計画の策定及び提出）

第5条 乙は、第2条に定める救護活動を実施するため、薬剤師班救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の薬剤師班救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （１）薬剤師班救護組織の編成
- （２）薬剤師班救護組織の活動計画
- （３）関係機関との通信連絡網
- （４）指揮系統
- （５）訓練計画
- （６）その他必要な事項

3 乙は、薬剤師班救護計画を変更したときは、速やかに変更後の薬剤師班救護計画を甲に提出するものとする。

（指揮命令）

第6条 医療救護活動の総合調整を図るため、薬剤師班に対する指揮は、甲の長を通じて行うものとする。

（医薬品の補給等）

第7条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は、無料とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が協力のために要した次の経費は甲が負担するものとする。

- （1）協力に必要な薬剤師の派遣に要する経費
- （2）派遣された薬剤師が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- （3）救護活動中に薬剤師が災害を受けたときの扶助費

2 前項の定めによる経費弁償の額は、別に定める。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

（細目）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

（有効期間）

第13条 この協定の期間（以下「協定期間」という）は、平成25年11月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年11月1日

甲 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

三春町長 鈴木 義 孝

乙 福島県田村郡三春町字大町32-1

田村薬剤師会

会 長 濱 田 博 夫

災害時の医療救護についての協定書実施細則

平成25年11月1日付けをもって締結した災害時の医療救護活動についての協定書（以下「協定書」という。）第11条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（薬剤師班救護組織）

第1条 薬剤師班救護組織は薬剤師班及び後方薬局等から構成する。

2 薬剤師班は薬剤師により構成する。

（薬剤師班救護活動の報告）

第2条 乙が、協定書第4条の規定により薬剤師班を派遣したときは、救護活動終了後、班ごとに薬剤師班救護活動報告書、薬剤師班員名簿及び医薬品等使用報告書により速やかに甲に報告する。

2 薬剤師を医療救護班の一員として単独で派遣したときも同様に報告するものとする。

（事故報告）

第4条 乙は、協定書の規定に救護活動において、薬剤師が負傷し、もしくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第9条第1項第1号に規定する費用弁償の額は、福島県災害救助法施行細則（昭和35年6月21日規則第49号）別表第2に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第1項第3号に規定する扶助金については、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害の補償に関する条例」（昭和37年10月10日福島県条例第54号）に準ずるものとする。

（費用等の請求）

第6条 乙は、協定書第9条第1項に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書又は医薬品等実費弁償請求書により甲に請求するものとする。

2 甲は、前項により請求を受けたときは、関係書類を確認の上、乙に対し速やかにこれを支払うものとする。

その他詳細については、福島県と社団法人福島県薬剤師会の間で締結された「災害時の医療救護活動についての協定書」に準ずるものとする。

災害時の医療救護活動に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と社団法人 田村医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護の万全を期し、住民の生命、身体の安全と健康な生活を確保するため、医療救護活動に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）（総則）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に規定する武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生するおそれがある場合、原子力発電所等由来の放射性物質の大気中拡散などにより、住民の集団的避難などが余儀なくされ、それにより地域住民への医療及び健康管理体制において既存の乙に所属する医療機関が十分な機能を維持することが不可能となるような事態が生じた場合（以下「災害時」という。）に、迅速かつ的確に災害対策を実施し、住民のための医療活動が実施できるよう必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は医療救護計画を変更した時には、速やかに変更後の医療救護計画を甲に提出するものとする。

3 甲は、前2項の規定により乙から提出を受けた医療救護計画を、自治体住民に周知するものとする。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要性が生じたため救護所を設置する場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、医療救護計画に基づき、医療救護班を編成し、救護所等に派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、乙が甲からの要請を待たずに医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の任務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、医療救護計画に基づき甲が避難所又は災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1）負傷の程度の判定

（2）負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

- (3) 救急処置の実施
- (4) 救急活動の記録
- (5) 死体検案
- (6) 薬剤又は治療材料の支給
- (7) 看護
- (8) その他医療（看護）救護に必要な措置

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護活動の総合調整を図るため、医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 医療救護班の派遣を受ける場合、甲は医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 甲は、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品及び衛生材料の供給を行うものとする。

（医療救護班の通信の確保）

第8条 甲は、乙が派遣する医療救護班の通信手段の確保等を行い、その他医療救護班がその医療救護活動のために必要とする物品、手段の確保を行い、医療救護活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（救護所の設置等）

第9条 甲は災害の状況により必要に応じて救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設に乙の協力を得て救護所を設置する。

3 甲は、救護所において医療救護活動が必要とする給食及び給水を行うものとする。

（医療費）

第10条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（医療救護の費用弁償等）

第11条 乙による医療救護班の派遣、医療救護活動の実施に対し、甲はこれを要請し、また緊急時の派遣を承認した場合に、次の費用を負担するものとする。

（1）医療救護班の編成、待機及び派遣に要する費用

（2）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項に定める費用の額については、別に定める。医薬品等の経費の算出方法については、災害時における当該地域の通常の実費用を基準として、甲乙協議して定める。

（損害補償）

第12条 甲は、医療救護活動従事中に乙の派遣する救護班の構成者が災害を受けたときには、その自治体の条例を準用する規定に準じ、乙と協議して補償を行うものとする。

2 第9条の規定による救護所を設置した医療施設並びに傷病者を転送した医療機関において医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者等に対する損害補償)

第13条 医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議のうえ、その賠償方法及び賠償額を定めるものとする。

(報告)

第14条 乙は、医療救護活動終了後速やかに、医療救護活動従事者の氏名及び人数、その他医療救護活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第15条 乙は、第11条に規定する費用及び第12条に規定する補償(以下「費用等」という)を請求するときは、甲の定める方法により行うものとする。

(費用等の支払)

第16条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を精査し、適当であると認めたときは、その費用を速やかに乙に支払うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第17条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(細目)

第18条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義が生じた場合は、甲、乙が協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第20条 この協定書の有効期間(以下「協定期間」という)は、平成23年12月8日から平成24年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、協定期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成23年12月6日

甲 福島県田村郡三春町字大町1-2

三春町長 鈴木 義孝

乙 福島県田村郡小野町大字小野新町字品ノ木123

社団法人 田村医師会

会 長 石 塚 尋 朗

医療救護活動実施細則

平成23年12月8日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という）第18条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（医療救護組織）

第1条 医療救護組織は、医療救護班及び後方医療機関から構成する。

2 医療救護班は、医師1名及び看護師2名で構成し、必要がある場合は、助産師等を加えることができる。

（実施報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、班ごとの医療救護活動実施報告書、医療報告書、助産報告書及び医薬品等使用報告書により速やかに甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書により速やかに甲に報告するものとする。

（医療施設等損傷報告書）

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動において、医療施設及び設備を損傷したときは、医療施設及び設備損傷報告書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別に定める額とする。

（費用等の請求）

第6条 乙は、協定書第15条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書、医薬品等実費弁償請求書及び医療施設及び設備の損傷に係る損害補償請求書により甲に請求するものとする。

費用支弁および費用算定の基礎となる規定

災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条に規定する医療に要した費用

人件費については、福島県と社団法人福島県医師会の「災害時の医療救護に関する協定書実施細目」に準じる

田村医師会医療救護計画

（社）田村医師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害、その他の集団的に多数の傷病者が発生する大規模な事故（航空機事故、列車事故等）及び集団的避難行動などにより地域の既存の医療体制が機能を失う場合等に備えて、救護活動を円滑に実行し、指揮系統を明確化するため、「田村医師会災害時医療救護計画」を整備する。

（目的）

第1条 三春町での災害時、田村医師会及び医療機関は、被災地域の医療救護活動に協力する。

（派遣要請）

第2条 「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、三春町長（以下「首長」という）から要請があった場合、田村医師会長（以下「会長」という）は、医療救護班を派遣する。

2 首長からの要請がない場合でも、消防本部、医師会員からの要請、あるいは緊急事態に基づく会長の独自判断により、医療救護班を派遣する。

3 特別な事態により、会長からの司令が得られない場合は、医師会理事の判断で医療救護班を派遣する。

（医療機関の登録）

第3条 各医療機関は、病院長または施設長の承認を得て、あらかじめ医療救護班に登録する。

2 会長は、医療機関の派遣順位をリストアップしておき、迅速に対応できるようにしておく。

（医療機関への出動要請）

第4条 医療救護班の派遣要請があった場合、会長はあらかじめ順位付けしている医療機関に、被災地域への派遣要請を行う。

2 初期出動は、病院群で編成される医療救護班が出動する。

3 次期出動は、診療所群による医療救護班が出動する。

4 事故の規模により、すべての班が順次出動する。その場合の出動指示は、田村医師会副会長、先発班の班長または現地対策本部によるが、指示がなくても入手した情報に基づき、必要に応じて未出動班の班長が独自に判断し行動をおこすこと。

5 自らの医療救護班では対応できない場合は、福島県医師会並びに近隣地区医師会に対して、医療救護班の派遣を要請する。応援班は、現地対策本部長の指揮のもとに活動する。

（関係機関との協力）

第5条 田村医師会は、本事業の円滑な遂行のため、県、隣接医師会及び関係行政機関と密接な関係を保つ。

災害時の歯科医療救護に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と田村歯科医師会（以下「乙」という。）は災害時における歯科医療救護について、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

2 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき歯科医療救護が円滑に実施できるよう行動する。

3 乙は、前項の規定による歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう行動する。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （1） 歯科医療救護組織の編成
- （2） 歯科医療救護組織の活動計画
- （3） 関係機関との通信連絡網
- （4） 指揮系統
- （5） 訓練計画
- （6） その他必要な事項

3 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、地域防災計画に基づき、必要に応じて、乙に歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、歯科医療救護計画に基づき、歯科医療救護班を派遣する。

3 緊急止むを得ない事情により、甲の要請を受けるとまのない場合には、乙は、歯科医療救護班を派遣した後、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（歯科医療救護班に対する指揮等）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、歯科医療救護班に対する指揮は、甲の長を通じて行う。

（歯科医療救護班の業務）

第5条 歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する避難所において歯科医療救護を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置、及び必要な歯科医療
 - (2) 歯科医療機関への転送の要否、及び順位の決定
 - (3) その他状況に応じた必要な措置
- (医療品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等及び燃料等は、当該歯科医療班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容歯科医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定する際は、これに協力するものとする。

(歯科医療班の通信の確保)

第8条 甲は、乙が派遣する歯科医療救護班の通信手段の確保等を行うものとする。

(歯科救護所の設置等)

第9条 甲は災害の状況により必要に応じて歯科救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか災害の状況により必要と認めたときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の施設に乙の協力を得て歯科救護所を設置する。

3 甲は歯科救護所において歯科医療救護が必要とする給食及び給水を行うものとする。

(医療費)

第10条 歯科救護所における医療費は、無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(訓練)

第11条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加協力するものとする。

(費用弁償等)

第12条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護を実施した場合に要する費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の編成、派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用弁償の額については、別に定める。

(損害補償)

第13条 甲は、歯科医療救護活動従事中に乙の派遣する歯科救護班の構成者が災害を受けたときには、条例を準用する規定に準じ、乙と協議して補償を行うものとする。

(第三者等に対する損害補償)

第14条 歯科医療救護活動従事中に第三者に及ぼした損害については、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び乙が協議の上、その賠償方法及び賠償額を決定するものとする。

(細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

(協 議)

第16条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、

甲、乙協議の上定める。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という）は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

(付 記)

乙は、甲及び田村医師会、田村薬剤師会と情報を共有し活動するものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年4月1日

甲 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

三春町長 鈴木 義 孝 印

乙 福島県田村郡三春町大町161

田村歯科医師会

会 長 本 田 修 印

歯科医療救護活動実施細則

平成25年4月1日付を持って締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という）第15条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

（歯科医療救護組織）

第1条 歯科医療救護組織は、歯科医療救護班及び後方歯科医療機関から構成する。

2 歯科医療救護班は、歯科医師1名及び歯科衛生士1名で構成する。

（実施報告）

第2条 乙は、協定書第3条の規定に基づき歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、班ごとの歯科医療活動実施報告書、歯科医療報告書及び医薬品等使用報告書により速やかに甲に報告する。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書の規定に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、事故報告書により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第12条第1項第1号に規定する経費は、福島県災害救助法施行細則（昭和35年福島県規則第49号）別表第2に定める額とする。

（費用等の請求）

第5条 乙は、協定書第12条に規定する費用等の請求は、費用弁償請求書又は医薬品等実費弁償請求書により甲に請求するものとする。

その他詳細については、福島県と社団法人福島県歯科医師会の間で締結された「災害時の歯科救護に関する協定書細目」に準ずるものとする。

災害時の協力に関する覚書

三春町（以下「甲」という。）と株式会社渡伝組（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、三春町内において大規模災害等が発生した場合に、乙の協力により自家発電による電源の供給等を行うことを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、次の事項について、協力に努めるものとする。

- (1) LP ガスバルク自家発電による電源の供給
- (2) 一時避難場所としての事業所の開放
- (3) 情報の提供

（連絡責任者）

第3条 甲及び乙は、連絡責任者の氏名等について、あらかじめ相互に確認しておくものとする。

（協議）

第4条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

（効力）

第5条 この覚書については、締結日から効力が生ずるものとし、甲乙協議のうえ特別の定めをする場合を除き、その効力は継続する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和元年6月11日

甲 福島県田村郡三春町字大町1-2
三春町
三春町長 鈴木 義孝

乙 福島県田村郡三春町桜ヶ丘3-1-3
株式会社渡伝組
代表取締役 影山 吉則

三春町と三春町商工会との災害連携に関する協定書

三春町（以下「甲」という。）と三春町商工会（以下「乙」という。）は、三春町内における災害時の相互の協力及び支援体制に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町内における災害発生時に甲及び乙又は乙の会員事業所それぞれが有する資源を有効に活用した協働による活動を推進し、「地域防災力の向上」及び「安全・安心なまちづくりの推進」に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）災害時における宿泊施設等への一時避難に関すること。
- （2）災害用資材及び支援物資の供給に関すること。
- （3）災害時における被害状況の把握及び事業者支援に関すること。
- （4）消防団員の活動支援に関すること。
- （5）その他災害発生時における対応に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。

3 乙は、第1項各号に掲げる事項の一部を、甲との協議により乙の会員事業所に実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行ううえで、互いに知りえた情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、すでに公知となっている情報の場合及び当該事業者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の期間が満了した後においても効力を有するものとする。

(期間)

第5条 協定の有効期間は、協定の締結日から1年間とする。ただし、協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期限が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

(疑義等についての協議)

第6条 協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ、各自1通を保有する。

令和2年8月5日

甲 福島県田村郡三春町字大町1番地の2

三 春 町 長

乙 福島県田村郡三春町字大町29番地

三春町商工会長

三春町防災会議委員名簿

令和 4 年 3 月 1 日現在

職 名	所 属	所 在 地	電話番号
会 長	三春町長	三春町字大町 1-2	62-2111
1号委員	国土交通省三春ダム管理所長	三 春 町 大 字 西 方 字 中 ノ 内 403-4	62-3145
2号委員	県中地方振興局長	郡山市麓山 1-1-1	024-935-1200
	三春土木事務所長	三 春 町 大 字 熊 耳 字 下 荒 井 176-5	62-3151
	田村農業普及所長	//	62-3113
3号委員	田村警察署長	三春町大字熊耳字下荒井 194	62-2121
4号委員	三春町副町長	三春町字大町 1-2	62-2111
	// 総務課長	//	//
	// 財務課長	//	//
	// 企画政策課長	//	//
	// 住民課長	//	//
	// 税務会計課長	//	//
	// 保健福祉課長	//	//
	// 子育て支援課長	//	//
	// 産業課長	//	//
	// 建設課長	//	//
	// 企業局長	三春町大字込木字大志田 201	62-2500
	// 教育課長	三春町字大町 1-2	62-2111
	// 生涯学習課長	三春町字大町 191	62-3837
	// 議会事務局長	三春町字大町 1-2	62-2111
5号委員	三春町教育長	//	//
6号委員	三春町消防団長	//	//
	田村消防署三春分署長	三春町字亀井 88	62-4049
7号委員	東日本旅客鉄道(株)三春駅長	三春町大字平沢字担橋 165	62-2669
	(株)NTT 東日本一福島 郡山支店長	郡山市駅前 1-10-1	024-924-6601
	日本郵便事業(株)三春郵便局長	三春町字大町 3	62-2800
	東北電力(株)郡山営業所長	郡山市細沼町 1-5	024-932-6314
8号委員	三春町議会議長	三春町字大町 1-2	62-8124
	町立三春病院長	三春町字六升蒔 50	62-3131
	三春町区長会長	三春町字大町 1-2	62-2111
	沢石地区自主防災会会長（沢石地区代表区長）		
	要田地区自主防災会会長（要田地区代表区長）		
	御木沢地区自主防災会会長（御木沢地区代表区長）		
	岩江地区自主防災会会長（岩江地区代表区長）		
	中妻地区自主防災会会長（中妻地区代表区長）		
	中郷地区自主防災会会長（中郷地区代表区長）		
	三春町社会福祉協議会事務局長	三春町字南町 1	62-8586
	福島民報社田村支局長	三春町字中町 61-2	62-2658
	三春町婦人会代表	三春町字大町 191	62-3837
	赤十字奉仕団三春支部委員長	三春町字南町 1	62-8586
	防災士		
	防災士		
	防災士		

事務局	職 名	住 所	電話番号
	総務課長	三春町字大町 1-2	62-2111
	自治防災グループ	//	//